

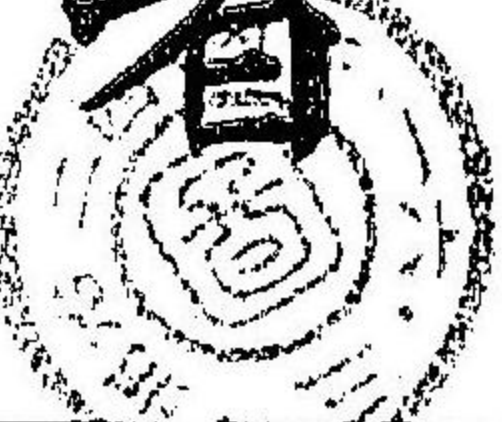
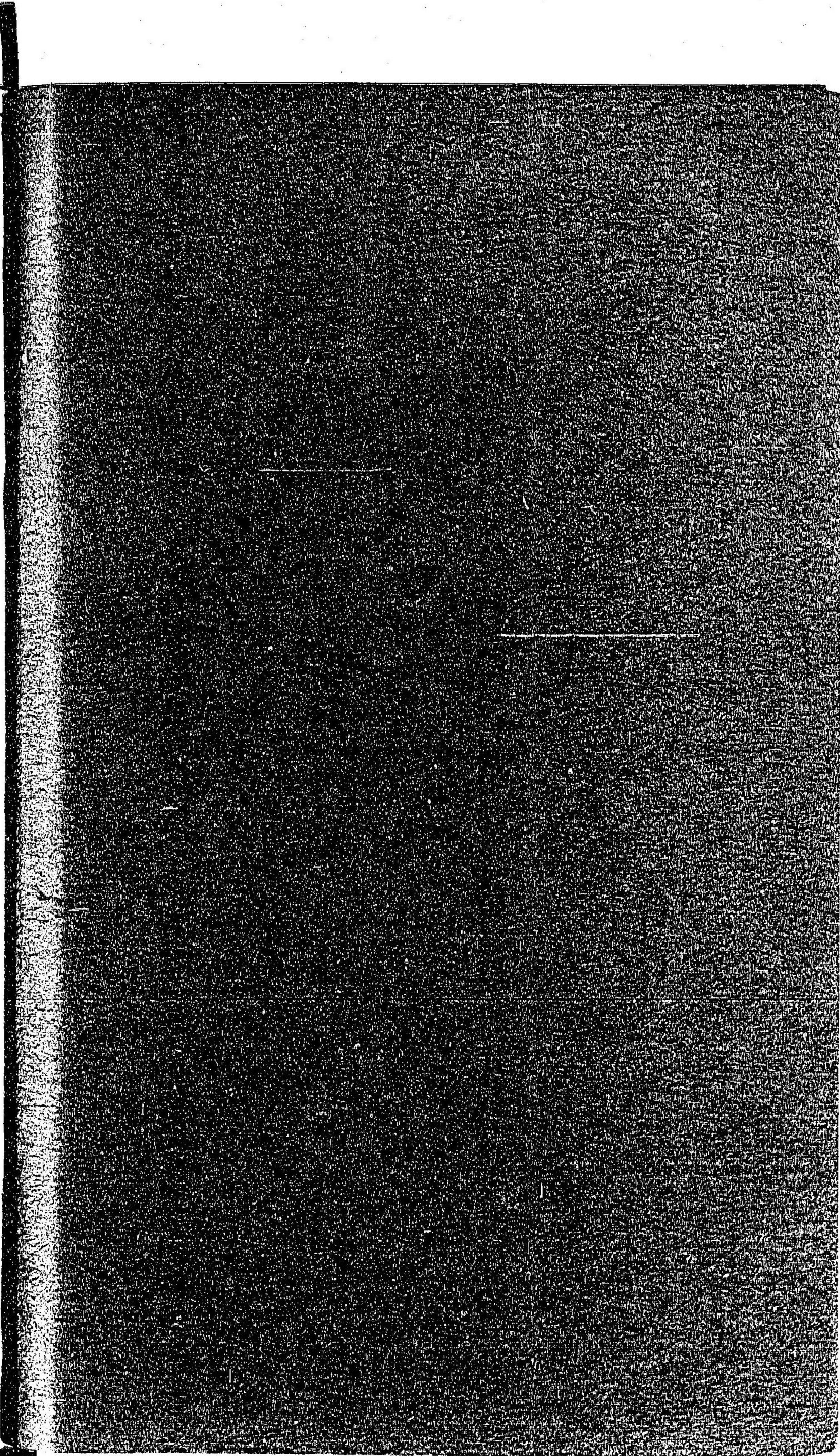
32-52 No. 640/1

東京 博聞社發兌

司法官試補澤井重藏著

民事訴訟實用

全

緒言

凡そ事物一新するの日に當りてや人皆な一時其方向に迷ふなき能はず今や民事訴訟法の實施に於けるも亦然るものあり抑も訴訟法は從來の哥祿を去り簡略を取り訴訟上必要の手續一切を網羅して漏洩する所なく實に八百有五ヶ條の長大文を以て成る亦詳密盡せりと謂ふべし但し其主眼する所は一に人民の便益にあり即ち口頭起訴を許せるか如きは其著しき一例なり夫れ如斯便益なる法出づるに及び今更之れに頼る能はざるものあるは何ろや蓋し法文を解釋するの難きに由るか將て法を解釋せざるにあらざると雖とも之を實地に應用するの道を知らざるに基かすんばあらず余や多年裁判事務に従事す今や訴訟法の實施に際し東西相迷ふて彷徨する訴訟人の狀を目撃す頗る傍觀措くに忍みず於是乎吾の意勃興し訴訟を起すに必須なる手續と書

式を蒐輯し以て是等の人此不便を一掃せんことを圖る從て思ひ隨て記し遂に一小冊を成すに至れり固より卒忽の事業文詞を修飾するに違わらずと雖ども其肝要なる點に至りては逐一漏さず而して訴訟に關する學問上の原理の如きは他日を期して論明することあるべし讀者諒察焉

明治二十四年二月

著者識

凡例

- 一 此書の民事訴訟法の順序を大に變更せり之れ訴訟人に最も便宜なる順序を選び茲に一訴訟事件起るに際し直ち其訴訟の道を知らしめんと爲めなり
- 一 此書は極めて緊要なる事項にあらざれば民事訴訟法正文を引照せず是れ一々其正文を駢列するときは却つて煩雜に亘り簡便を主とする此の訴訟實用の目的に反するに至るへけれなり
- 一 此書は手續を述ぶるの下一々書式第何號と記載す仍て其書式の部を參看せらるべし而して猶や彼此相對照するときは手續の部に於て判からざることをも亦た容易に會得するに至るべきなり
- 一 此書は訴訟人實地の應用に供する爲めにす故に文章は平易を旨とし何人にも知り易からしむ唯止むを得ざる場合此外は法律語を用

おす

一此書は書式五十余種を掲げて大抵須要の事項を網羅せしと雖とも類推して知り得べきものは其中一例を示して止む。

目録

第一章 訴	一丁
第一節 督促手續	二丁
第二節 證書訴訟	十四丁
第三節 爲替訴訟	十八丁
第四節 和解手續	二十丁
第五節 本訴(通常訴訟手續)	二十二丁
第一款 區裁判所手續	二十二丁
第二款 地方裁判所手續	三十四丁
第二章 上訴	
第一節 第二審控訴	百七丁
第二節 上告	百二十一丁
目録	一

第三節 抗告	百三十一丁
第三章 再審	百三十八丁
第四章 費用額の確定	百四十七丁
第五章 強制執行	
第一節 總則	百四十八丁
第二節 動産差押	百五十九丁
第三節 債權差押	百六十四丁
第四節 配當手續	百六十九丁
第五節 不動産に關する強制執行	百七十二丁
第六節 船舶に對する強制執行	百八十六丁
第七節 金錢以外のものよ付ての強制執行	百八十九丁
第六章 假差押	

第一節 總則	百九十丁
第二節 動産及債權の假差押	百九十二丁
第三節 不動産假差押	百九十二丁
第四節 船舶假差押	百九十三丁
第五節 假差押の取消	百九十三丁
第七章 假處分	百九十四丁
第八章 民事訴訟費用法	百九十六丁
第九章 民事訴訟用印紙法	二百丁
第十章 家資分散法	二百六丁
第十一章 供託規則	二百七丁
第十二章 裁判所休暇中取扱ふべき事件	二百九丁
書式	

第一	督促手續に關する書式	二百十三丁
第二	證書訴訟に關する書式	二百十九丁
第三	爲替訴訟に關する書式	二百二十一丁
第四	和解手續に關する書式	二百二十三丁
第五	本訴に關する書式	二百二十四丁
第六	控訴書式	二百五十四丁
第七	上告書式	二百五十六丁
第八	抗告書式	二百五十七丁
第九	再審書式	二百五十八丁
第十	訴訟費用額確定に關する書式	二百六十二丁
第十一	執行に關する書式	二百六十七丁
第十二	假差押に關する書式	二百七十五丁

四

第十三 假處分に關する書式

二百七十九丁

目錄終

目錄

五

項目索引

第一章 訴

第一節 督促手続

第一	督促手続に依り爲すことを得べき事件	二	丁
第二	督促手続に申請	五	丁
第三	申請の却下	六	丁
第四	支拂命令	六	丁
第五	支拂命令に對し債務者より爲す異議に 申立	七	丁
第六	督促手続の本訴と變性する場合	八	丁
第七	債務者が異議申立に期間を怠るより生 ずる結果	十	丁

第八	假執行の宣言あらんことの申請	十一丁
第九	執行命令の効力	十一丁
第二節	證書訴訟手續	十四丁
第一	證書訴訟の訴	十五丁
第二	證書訴訟の却下	十六丁
第三	言渡	十七丁
第三節	爲替訴訟手續	十八丁
第四節	和解手續	二十丁
第五節	本訴(通常訴訟)手續	二十二丁
第一款	區裁判所手續	二十二丁
第一	管轄	二十三丁
第二	代理	二十五丁

第三	輔佐人	二十六丁
第四	起訴	二十七丁
第五	假住所の届出	二十七丁
第六	印紙の貼用方	二十八丁
第七	被告人數人あるとき	三十丁
第八	數個の請求あるとき	三十一丁
第九	口頭辯論及審判	三十一丁
第二款	地方裁判所手續	三十四丁
第一	管轄	三十五丁
第二	代理	三十六丁
第三	起訴	三十六丁
第四	訴訟物の權利勾束	三十九丁

第五	訴訟取下	四十三丁
第六	被告人の答辯	四十四丁
第七	反訴	四十四丁
第八	口頭辯論前の手續	四十六丁
(イ)	準備書面	四十九丁
(ロ)	準備手續	五十二丁
(ハ)	妨訴の抗辯	五十五丁
第九	口頭辯論の實行	六十四丁
第十	口頭辯論の調書	六十六丁
第十一	其他の調書	六十六丁
第十二	證據調	六十九丁
(イ)	人證	

(ハ)	(ロ)	鑑定	七十三丁
		書證	七十四丁
		偽造の訴	七十五丁
		驗眞の訴	七十六丁
		檢證	七十七丁
(ニ)	(ホ)	當事者本人の訊問	七十八丁
(ハ)		證據保全	八十丁
第十三		民事裁判官の心證	八十五丁
第十四		訴訟進行中の和解	八十六丁
第十五		判決接着前注意の事項	八十七丁
第十六		判決	八十八丁
(イ)		一部判決	九十丁

第二章

上訴

(マ)(リ)(チ)

被告缺席の場合
 九十九丁
 原告缺席の場合
 百丁
 缺席判決の申立を却下すべき場合
 百二丁
 缺席判決に對する故障
 百六丁
 訴訟記録の閲覧及び其正本謄本の付與
 百六丁

(ト)(ヘ)(ホ)(ニ)(ハ)(ロ)

中間判決
 九十一丁
 判決の効力
 九十三丁
 判決の送達、判決の正本謄本
 九十四丁
 判決の補正
 九十五丁
 追加の裁判
 九十六丁
 缺席判決
 九十八丁
 原告缺席の場合
 九十九丁
 被告缺席の場合
 百丁

第一節

第二審控訴

第一	缺席判決に對する控訴	百八丁
第二	控訴の取り下	百八丁
第三	控訴の期間	百九丁
第四	控訴狀	百九丁
第五	控訴の却下、棄却	百十丁
第六	控訴辯論の期日、答書の期間	百十一丁
第七	附帶控訴	百十二丁
第八	附帶控訴の利益	百十三丁
第九	控訴に於ける訴訟手續	百十四丁
第十	控訴の口頭辯論	百十五丁
第十一	訴の變更を許さず	百十六丁

項目索引

第十二	控訴に於ける妨訴の抗辯	百十六丁
第十三	新なる請求新なる攻撃防禦の方法	百十七丁
第十四	控訴の裁決	百十七丁
第十五	控訴に於ける缺席判決	百二十丁
第十六	訴訟記録の送付或は返還	百二十一丁
第二節 上告		
第一	上告に係る判決	百二十一丁
第二	上告の理由	百二十二丁
第三	上告期間	百二十四丁
第四	上告状	百二十四丁
第五	不合法の上告	百二十五丁
第六	上告に於ける口頭辯論の期日	百二十六丁

第七	附帶上告	百二十七丁
第八	上告に於ける訴訟手續	百二十七丁
第九	上告に於ける判決	百二十七丁
第三節 抗告		
第一	通常抗告	百三十一丁
	抗告を受くる裁判所	百三十一丁
	抗告状	百三十二丁
	抗告理由あるときの處置又理由なきとき の處置	百三十三丁
	抗告に因り其裁判の執行力の停止	百三十三丁
	抗告裁判所に直ちに抗告状を差出す場 合	百三十四丁

(ト)(ヘ)

抗告裁判所の審判

受命判事、受托判事の裁判又は裁判所書

記の處分に對する不服

第二 即時抗告

第三章 再審

第一 取消の訴訟、原狀回復の訴訟

第二 再審の管轄

第三 再審の訴訟手續

第四 再審の訴の期間

第五 再審の訴狀

第六 裁判長却下の命令

第七 口頭辯論後に於ける訴の棄却

十

百三十五丁

百三十六丁

百三十六丁

百三十八丁

百三十八丁

百四十二丁

百四十二丁

百四十二丁

百四十三丁

百四十四丁

百四十四丁

第八 再審に於ける辯論及裁判

百四十五丁

第九 再審に於ける判決

百四十五丁

第十 再審判決に對する上訴の道

百四十六丁

第十一 再審の特例

百四十六丁

第四章 辨濟すべき費用額の確定

百四十七丁

第五章 強制執行

第一節 總則

第一 執行を求むる手續

百四十八丁

第二 假執行の宣言を付すべき場合

百五十丁

第三 強制執行の停止又は制限

百五十三丁

第四 執行上の故障の起るべき場合

百五十四丁

第五 強制執行を爲すことを得る特別の場合

百五十六丁

項目索引

十一

第二節 動産差押	百五十八丁
第一 差押ふへらるる動産	百五十八丁
第二 動産公賣	百六十二丁
第三節 債權差押	百六十四丁
第一 債權者に差押債權を轉付すべき命令	百六十六丁
第二 差押ふへからるる債權	百六十七丁
第三 俸給其他收入の差押	百六十八丁
第四節 配當手續	百六十九丁
第五節 不動産に關する強制執行	
第一 強制競賣強制管理に共通の規則	百七十二丁
第二 競賣に特別の手續	百七十七丁
第三 競落人の心得	百八十丁

第四 入札拂	百八十二丁
第五 強制管理に特別ある規則	百八十三丁
第六 強制管理の取消	百八十五丁
第六節 船舶に對する強制執行	百八十六丁
第七節 金錢以外のものに付ての強制執行	百八十八丁
第六章 假差押	
第一 假差押を要むる手續	百九十丁
第二 動産及債權の假差押	百九十二丁
第三 不動産假差押	百九十二丁
第四 船舶假差押	百九十三丁
第五 假差押の取消	百九十三丁
第七章 假處分	百九十四丁

第八章	民事訴訟費用法	百九十六丁
第九章	民事訴訟用印紙法	二百丁
第十章	家資分散法	二百六丁
第十一章	供託規則	二百七丁
第十二章	裁判所休暇中取扱ふべき事件	二百九丁

項目索引終

書式索引

第一	督促手續	
第一號	支拂命令申請書(金錢の例)	二百十三丁
第二號	支拂命令申請書(代替物の例)	二百十四丁
第三號	支拂命令に對する異議申立書	二百十六丁
第四號	口頭辯論期日指定願	二百十七丁
第五號	假執行の宣言に付申請	二百十七丁
第六號	故障申立書	二百十八丁
第二	證書訴訟	
第七號	證書訴訟の訴	二百十九丁
第三	爲替訴訟	
第八號	爲替訴訟の訴	二百二十一丁
書式索引		一

第四 和解

第九號 和解申立

二百二十三丁

第五 本訴

第十號 委任狀

二百二十四丁

第十一號 貸金請求の訴

二百二十五丁

第十二號 家賃請求の訴

二百二十七丁

第十三號 貸家明渡請求の訴

二百二十八丁

第十四號 賣掛代金請求の訴

二百三十丁

第十五號 附屬書類

二百三十二丁

第十六號 假住所届

二百三十三丁

第十七號 訴の取り下

二百三十四丁

第十八號 答辯書

二百三十五丁

第十九號 人證申出

二百三十六丁

第二十號 罰金決定に對する抗告

二百三十七丁

第二十一號 證人の不参届

二百三十九丁

第二十二號 罰金決定取消申請

二百三十九丁

第二十三號 證人忌避申請

二百四十一丁

第二十四號 日當旅費の請求

二百四十二丁

第二十五號 鑑定申立書

二百四十二丁

第二十六號 檢證申立書

二百四十三丁

第二十七號 證據保全の申請(第一)

二百四十四丁

第二十八號 證據保全の申請(第二)

二百四十五丁

第二十九號 證據保全の申請(第三)

二百四十七丁

第三十號 判決を受くべき事項の申立

二百四十八丁

第三十一號	判決の送達あらんことの申立	二百四十九丁
第三十二號	判決の補正の申立	二百五十丁
第三十三號	判決補充の申立追加裁判の申立	二百五十一丁
第三十四號	缺席判決あらんことの申立	二百五十二丁
第三十五號	故障申立書	二百五十三丁
第六	控訴	
第三十六號	控訴狀	二百五十四丁
第七	上告	
第三十七號	上告狀	二百五十六丁
第八	抗告	
第三十八號	抗告狀	二百五十七丁
第九	再審	

四

第三十九號	取消の訴	二百五十九丁
第四十號	原狀回復の訴	二百六十丁
第十	費用額確定	
第四十一號	訴訟費用確定申請	二百六十二丁
第四十二號	訴訟費用計算調書	二百六十三丁
第四十三號	費用額説明書	二百六十六丁
第十一	執行	
第四十四號	執行文下付願(第一確定判決)	二百六十七丁
第四十五號	執行文下付願(第二假執行の宣言)	二百六十八丁
第四十六號	證明書下付願	二百六十九丁
第四十七號	債權差押命令申請	二百七十丁
第四十八號	強制競賣の申立書	二百七十一丁

書式索引終

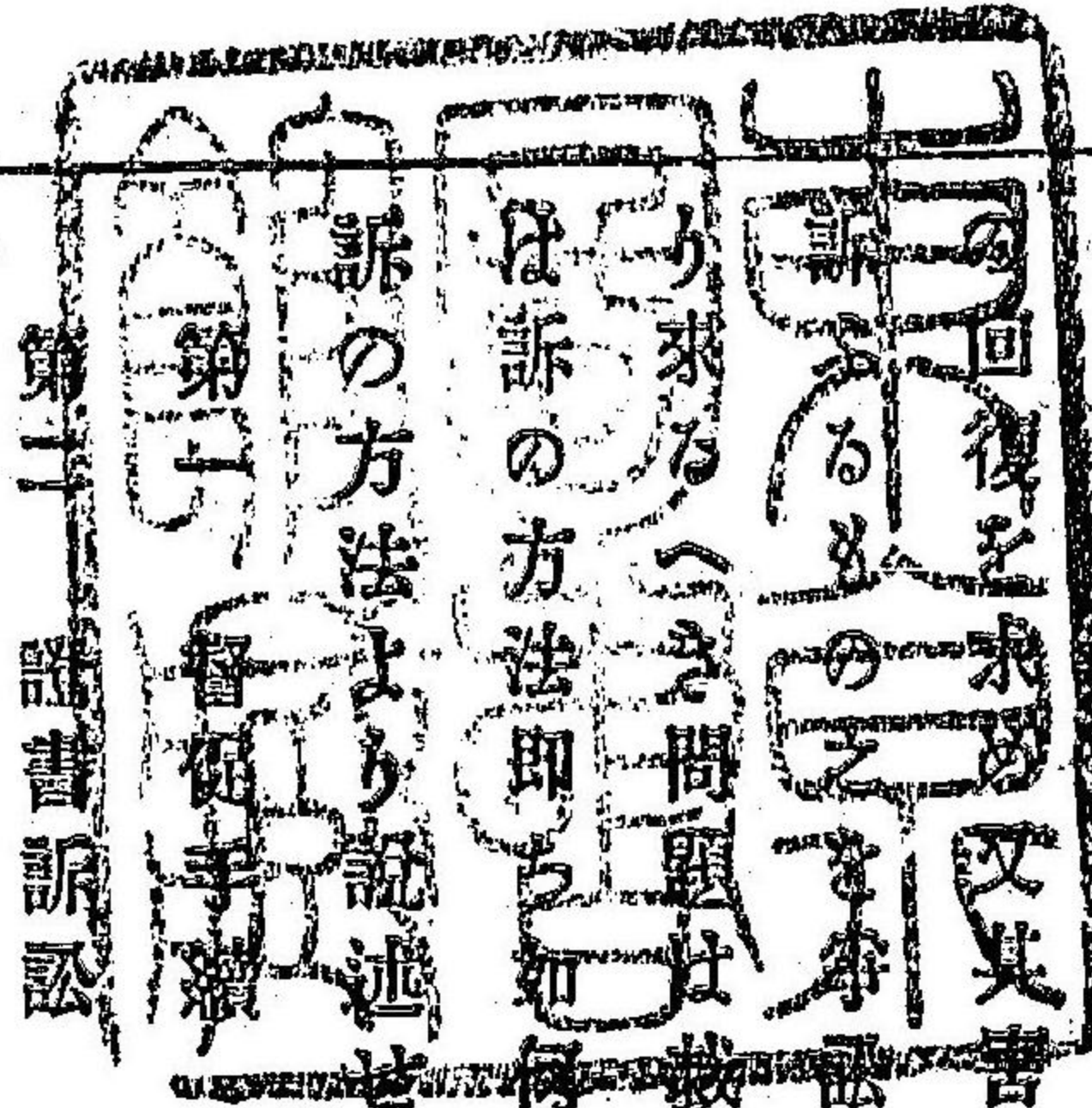
第四十九號	強制管理の申請	二百七十五丁
第十二	假差押	
第五十號	假差押の申請	二百七十六丁
第五十一號	債權假差押の申請	二百七十七丁
第十三	假處分	
第五十二號	假處分申請	二百七十九丁

民事訴訟實用

澤井重藏著

第一章 訴

吾人が權利を害せられ又害されんとするものあり此害されたる權利の回復を求め又其害されんとする權利を承認せしむる爲め裁判所に訴ふるもの之を本訴事件と云ふ今此争訟事件の處置方に付第一は起り来るべき問題は裁判所の管轄にして直ちに其次に顯はれ来るものは訴の方法即ち如何して訴を提起すべきやのことは是れあり請ふ先つ訴の方法より説述せん



第三 爲替訴訟 (是れは商法實施のときに至り多く其適用を見ん)

第四 和解 (以前の勸解に似たる所あり)

第五 本訴

右數個の方法中取捨一に事件の性質に従はざるへからず即ち事の簡易明瞭あると又重難錯綜あるとに依り之を決すべきあり能く方法と事件とを相照合一其尤も便益と思慮するものを撰擇せらるへ

第一節 督促手續

督促手續は極めて簡略を旨とす故に單一に結了すべき事件なるを要すへ一訴訟法第三百八十二條は其事件を限れり

第一 督促手續に依り爲すことを得べき事件

一定の金額の支拂其他の代替物若くは有價証券の一定の數量の給付を目的とする請求是れありとす

一定の金額支拂とは例へば貸金壹百圓あるから之を返濟すへ一と云

ふ如き又た賣掛代金も同様のことにて兎に角始めより其金高か明かに定まるものなることを必要とするあり故に若し損害金を要求するか如きは計算するにあらざれば其高の知れざるものにして固と不確定のものに屬し事頗る複雑錯綜するを以て此簡便なる督促手續に従ひ終了する能はず乃ち是れハ通常本訴の道に従ひ訴を提起せざるへからず

其他の代替物とは一定の種類を云ふものにして米何石とか酒幾石とか凡ろ度量衡を以て定量するを得べき物件を云ふありこは總て代わるを得べき物件あれば之を代替物とは稱するなり

有價証券とは公債証券の如きものを云ふ尤も其請求する員數は宜しく一定せるを要すべし例へば公債証券百枚の給付を求むるが如し

然るに此手續を行ふに注意すべき要件あり其はたとひ其請求する所

のものは一定の數量を目的とするものなりと雖とも若し申請者が反對給付を爲すにあらざれば其請求を主張することを得ざるか如き一例を以て申さば即ち賣品を引渡さすして已れか先づ買主へ代金を催促するの類ひあり是れ自己の義務を盡さすして人に先づ義務の履行を求むる不法の所爲なりとす如此きものは督促手續を許さざるなり

又支拂命令の送達を外國に於て爲すべき場合の如き若くは義務者の所在が明かならずして彼の公示送達を爲すべき場合は是は簡畧に行ふことを得ざるか故に之を督促手續中より除去するあり即ち普通訴訟の道に由るものとす

又家屋の明渡し事件は督促手續に由るを得ず何とあれば一定の數量と云ふ要件具はらざればなり但し家賃の請求は一定數量の給付を目

的とするものなるが故に是れは督促手續を以てするを得べし

第二 督促手續の申請

督促手續の申請は付録書式第二號に掲ぐる書面を作り差出さるべし若し書面を作るを欲せざれば其同旨趣ある口頭を以て申請を爲すことを得るあり口頭るときには書記調書に録取するものとす

此の申請はたとひ價格百圓以上と雖とも必ず區裁判所に申出づべきものなりさて何れの區裁判所へ申出づべき乎と申さば即ち金錢とか又は代替物とかを要求するときには其債務者の住所ある普通裁判籍の屬する區裁判所に申出づべきなり若し住所のなきものなるときは其現在地の裁判所に訴へべきものなり又其現在地の知れざるものは最後の住所の裁判所へ申請を爲すものなり而して請求が不動産に關するときは其不動産所在地の區裁判所に申請を爲すものとす不動産の請

求とは例へば甲が千坪の土地を北海道に有す此中五百坪を乙なるものよ賣却したる場合に於て買主乙より賣主甲に其土地の引渡を求むる如き類なり即ち乙は北海道某區裁判所に申請を爲すべし

第三 申請の却下

管轄區裁判所は右申請を受けて其申請が法律の要する條件に従ふや否やを調査して其條件は適はざるときは申請を却下するものとす此却下の命令に對しては不服を申立つることを得す然か一通常訴訟の道に依り訴を提起することを得るなり

第四 支拂命令

又申請を適法のものとするときは裁判所は支拂命令書を作り之を直ちに執達吏の手を以て債務者に送達す

此の支拂命令に記載すべき事項を示さば先づ第一に債務者に請求高を辨濟すべきことを掲げ次に利息あるときは其利息を記し并に此命令書に要する費用を載せ終りには其命令書の送達を受けたるものが即時の強制執行を避けんと欲せば此命令の送達の日より十四日の内、債權者に支拂を爲すか又は裁判所に異議を申立つべき旨を記載するものなり

通常は十四日の猶豫あるも然る一爲替より生ずる義務に係るときは二十四時まで減縮さるゝことあり尚ほ其他の請求と雖も債權者より申立つるときは三日まで短縮せしむることを得
支拂命令を債務者へ送達するときは其旨裁判所より申請者へ通知するものとする

第五 支拂命令に對し債務者より爲す異議の申立

債務者に於て或は借りたる覺へないとするか或はたとひ借りたりと

雖ども既に支拂済となりたりとするか或は又出訴期限の既に経過せるものとするときは即ち異議の申立を爲すべきなり

此の異議の申立は命令書に記載する期間内ハ口頭又は書面を以て爲すことを得へし書面にて爲す場合は書式第三號を參看せらるべし右期間に異議を申立つるときは支拂命令の効力を失ふあり但し數個の請求ある場合に於て其中或るものハ對し異議を申立つるときは其異議せざる部分に付ては支拂命令の効力存すること勿論なり

第六 督促手續の本訴と變性する場合

異議の申立の爲め支拂命令の効力を失ひ是よりして訴訟とあるものとすさて愈々通常の訴訟となるときは金高又ハ價額百圓以下なると其以上あるとを區別することが甚だ必要となるあり

今ま百圓以下の請求なるときを即ち區裁判所の管轄に屬すべく此場

合に於て支拂命令に對し異議の申立あるに於てハ別に訴の手續を爲すを要せずして其命令の送達と同時に區裁判所に訴訟を提起したるものトあるなり而して其異議の申立は之を債權者に通知し通知を受けたる債權者は口頭辯論の期日を定められ度旨を裁判所に申立つべきあり(書式第四號參看)口頭辯論の期日は通常は三日の後に開くものなれども急迫のときは之を二十四時まで減縮す

茲ハ訴訟の提起ありるときは其効力として時効を中斷すべく又無利息の貸金は遲滯利子を生すべきなり

若し其事件百圓以上のものならん乎地方裁判所の管轄に屬すへし此のときは債權者は其債務者よりの異議申立てありしことの通知を裁判所より得たる日より起算し一ヶ月間に地方裁判所ハ訴狀を作り本訴を爲さざるべからざるなり

右一ヶ月内に訴訟を爲すときは先きに支拂命令を送達したるときより訴訟の権利勾束の効力生ずるなり権利勾束の何たるやは後段に於て詳述す又督促手續の費用ハ本案訴訟費用の一部に入るべきなり若し債権者の一ヶ月の期間を怠り地方裁判所に訴への手續を爲さざるときは権利勾束の効力を失ふは勿論又督促手續の費用も債権者の負擔よ歸すべきなり

第七 債務者が異議申立の期間を慢るより生ずる結果

債務者の期間内に異議の申立を爲したる場合は之に要せし費用ハ訴訟費用の壹部として計算を受くべし之れに反し期間を後れて異議を申立てたるときは皆に其之に要せし費用を訴訟費用中に計算せられざるは勿論其申立は裁判所の命令を以て却下せらるべし而して此却下の命令に對しては最早不服を申立つることを得す

支拂命令中に掲ぐる異議の期間を債務者に於て徒過するときは即ち又債権者より假執行の宣言あらんことを裁判所に申請を爲す

第八 假執行の宣言あらんことの申請

此の申請は書式第五號を見らるべし裁判所ハ此の申請を受けて假執行の宣言を付したる執行命令を下付するなり此命令書中には債権者に於て計算する手續の費用を掲ぐるものとす

債権者は右執行命令書を以て執達吏に至り強制執行を求むることを得べし

若し裁判所に於て此の申請を不法のものとして却下するときは此却下に對してハ即時抗告を爲すことを得

第九 執行命令の効力

執行命令は假執行の宣言を付したる欠席判決と同一の効力あり故に

欠席判決に對して爲す所の故障を申立て以て其命令の効を破ることを得べきなり(書式第六號參看)

執行命令に對し故障を申立つるも直ちに強制執行を中止すべきならず即ち訴訟法五百十二條五百條の規定に従ひ一時強制執行を中止せしむるの命令を發せしむることを得るものなり又裁判所は申立てに因り保證を立てしめて強制執行を繼續することを命ずることあるなり

故障を申立つるときは裁判所は對審を開き口頭辯論を爲す此場合に於ては又既に訴訟と變じて督促手續は範圍を脱するが故に請求高の百圓以上なると以下なるとに従ひ管轄裁判所を異にし従て其手續にも相違を來すものなり

其事件百圓以下にして區裁判所の管轄すべきものなるときは故障の申立あるに於ては區裁判所は本案と共に其故障の當否をも判決すべし

若し其事件百圓以上にして地方裁判所の管轄に屬すべきときは區裁判所は於ては其事件に付ては唯其故障の法律上の手續及び期間に於て申立を爲したるや否やの點而已に付吟味を爲し其本案の審問判決に至りては固より之れに與らず而して其故障の申立を至當と決定を與ふるときは債權者は此判決のありたる日より一月間に管轄地方裁判所に訴へ出つべきなり

右一月内に訴へたるときは始め督促手續を以て爲したる行爲は其効力を保つことを得るが故に支拂命令を送達したるときよりして時効を中斷し又利息を生すべきなり

故障の申立ありたるより口頭辯論を開始す此時に出席することを怠

るものあるときは欠席の儘にて判決せらるべし此新欠席判決に對しては再ひ故障を申立つることを許さず

第二節 證書訴訟手續

凡る權利の存在に付争ひ少くして又之を證明する具の備はるものにありては宜しく時間と費用を省略するの簡便主義を取らざる可らず是れ證書訴訟なる特別の規則を設けたる所以なり

此手續も亦簡便を主とするる故に其事件は單一なるものなるを要する處より法は督促手續の事件と同一く矢張り一定の金額支拂其他の代替物若くは有價證券の一定の數量給日を目的とする請求ならざるへからずとせり

督促手續と異なるは此證書手續に於ては其請求を起す理由たる總て此必要なる事實を證書に依り證明するを得べきことは此手續の特質

とする處なり

第一 證書訴訟の訴

又督促手續と異なるは此證書訴訟に於ては必らず訴狀を作るを要するなり(書式第七號)此訴狀には殊に證書訴訟たることを陳述し且つ證書の原本又は謄本を添付せざる可らず

此手續に於ては請求高の百圓以下なると又以上なるに由り管轄裁判所を異にすべし即百圓以上なれば地方裁判所に訴狀を提出せざるべからず

簡畧を主とするか故に本案の辯論は妨訴の抗辯に基き之を拒むことを得ず又反訴を許さざるなり

元と此手續は原告の便利を計りしも此故に原告にして證書訴訟を止めんと欲するときは之を止めて更に通常の手續にて訴訟を繫屬せし

むるを得べきなり而して之を止むるには自ら時機あり即ち口頭辯論の終結前なることを必要とす若し終結後に至るときは被告の承諾を経るにあらざれば止むることを得ず

第二 證書訴訟の却下

原告が證書訴訟にて主張したる請求の裁判所に於て却下せらるゝ場合を掲ぐれば左の如し

- 一 其請求が理由ありと見ゆるとき
- 一 被告の抗辯に由り理由なしと見ゆるとき
- 一 證書訴訟を許すべからざるとき

被告人に於ても適法の證據方法を以て被告の義務を負はざる證據を申出です又は完全に之を擧げざるときは被告の異議は證書訴訟に於て許さざるものとて之れを却下すべし

第三 言渡

被告が原告の請求に對し争ひを爲したるも敗訴の言渡を受けたる場合に於ては其権利の行使を留保すべし

權利行使留保とは他の通常訴訟に於て之を伸暢することを得るの條件を云ふ

故に言渡中に此權利行使留保の文字あるときは其敗訴したる被告人は更に通常訴訟手續に於て訴訟を繫屬せしむるを得るものなり換言せば正式の手續を以て取調へしむるを得るなり

此正式即ち普通訴訟手續に於て其證書訴訟を以て主張したる請求の理由なかりしことの顯はるゝときは前判決を廢棄し原告の請求を却下し且つ其生したる費用の全部又は一部の辨濟を原告に言渡し又前判決に基き被告より既に支拂ひ又は給付したるものゝ辨濟を被告の

申立に因り原告に言渡すへ―右手續に於て期日に原告若くは被告が
出願せざるときは欠席判決に干する規定を準用せらる
權利行使留保を言渡書中に掲載せらるるときは其判決の補充を申
立て之れが訂正を乞ふへ―

而して其留保を掲けたる判決は前述する如く更に通常訴訟手續にて
訴訟繫屬するものなるか故に其判決は即ち中間判決なり凡そ中間判
決なるときは控訴を爲すことを得す又強制執行を爲すことを得ざる
筈なれども然れども簡略を主とする此證書訴訟手續のことなれば中
間判決なるに拘らず法は之を終局判決と見做して強制執行を許すな
り又上訴等を爲すことをも許すなり

第三節 爲替訴訟手續是は商法實施に至りて多く適用を見るへ―
商法に規定しある手形に因る請求を證書訴訟書式第八號を以て主張

するときに之を適用するものとす一層簡便を計りて通常證書訴訟手
續より左の三點に於て特別なる規定を爲す

一 場處の管轄

爲替の訴へ爲替金支拂地裁判所又ハ被告が其普通裁判籍を有する地
の裁判所に之を起すを得べきこと

數人の爲替義務者が(裏書讓渡人振出人又は支拂人等なり)共同にて訴
を受くべきときは支拂地の裁判所又は被告の各人が其普通裁判籍を
有する地の裁判所各々之を管轄す

二 訴狀の記載

訴狀には爲替訴訟として訴ふる旨を掲ぐるを要す

三 期間の短きこと

訴の許すべきものなるときは直ちに口頭辯論期日を定め而して其口

頭辯論期日と訴狀送達との間には少なくとも二十四時の時間を存すること

第四節 和解手續

訴訟人が穩便に訴件を終了する爲め請求の目的物を開示して相手方を其住所なる普通裁判籍を有する區裁判所に呼出すべきことを申立つることを得

和解の申立は書面(書式第九號)又は口頭にて之を爲すことを得口頭に申立つるときは書記之を調書に録取するなり

和解の申立は必ず區裁判所に之を爲さざる可らず但し請求額は幾百圓にても又如何なる事件と雖ども之を爲すことを得るなり此點に付ては従前の勸解制度と略ぼ相類似す

當事者期日に出頭し和解の調ひたるときは調書を以て之を明確にす

るなり若し和解を爲すにも拘はらず債務者より其履行を爲さざるときは直ちに此の調書に依り強制執行を求むるを得べし(訴五五九、三)右に反し和解の調はさるときは當事者雙方の申立に因りて其訴訟に付直ちに口頭辯論を開始することを得此場合に於ては訴の提起は口頭の演述を以て之を爲すなり

凡て訴の提起は時効を中斷し利息を生すべく又善意の占有者をして惡意の占有者と變せしむる効を生せしむべし

而るに右の如く雙方の申立おらずして對手人に於て異議を申立つるときは此場合に於ては宜しく事件の性質に従ひ區別せざるべからず若し其事件百圓未滿其他區裁判所の管轄に屬すべき事件なるときは口頭又は書面を以て訴を起すべきなり

然れども其事件地方裁判所の管轄に屬すべきものなるときは原告人

は地方裁判所に訴ふるを當然とす
彼の専屬管轄に屬すべき事件は此は須らく注意を加へて即ち身分に
關する事件なるときは必ず地方裁判所に又不動産に關する事件なる
ときは其不動産所在地に又皇族に對する事件ならんか東京控訴院に
之を訴ふるものとす

相手方出願せざるか又は和解の調はさるときは之れか爲め生じたる
費用は訴訟費用の一分と見做す

第五節 本訴通常の訴訟手續

第一審

第一審裁判所として先づ第一着に訴訟を差出す可き裁判所は即ち區
裁判所と地方裁判所の二とす

第一款 區裁判所手續

第一 管轄

區裁判所へ左の訴訟事物を受理するものなり

第一 百圓を超過せざる金額又は價格百圓を超過せざる物に關す
る請求

反訴(被告より原告に反求する訴)に付ては此の制限を遵守するに
及はず

第二 價格に拘らす左の訴訟

(イ) 左の二個の事柄にして貸貸人と賃借人との間に起りたる訴訟

住家其他の建物又は其或部分の受取、明渡、使用、占據若くは修繕に關
係する事柄

賃借人の家具若くは所持品を賃貸人の差押へたることに關係する
事柄

(ロ) 不動産の經界のみに關する訴訟

(ハ) 占有のみに關する訴訟

(ニ) 雇主と雇人との間に雇期限一年以下の契約に關り起りたる訴訟

(ホ) 左に掲ぐ事項に付旅人と旅店若くは飲食店の主人との間に又ハ

旅人と水陸運送人との間に起りたる訴訟

(一) 賄料又は宿料又は旅人の運送料又は之れに伴ふ手荷物の運送料

(二) 旅店若くは飲食店の主人又は運送人に旅人より保護の爲め預

けたる手荷物金錢又は有價物

右の如く訴訟事物の權限を區域すると雖とも通常人間に於ける單に財産上に關する事件あるときは地方裁判所の管轄に屬するものにても例へば百圓以上の事件と雖とも當事者ある原告と被告との合意を以て之を區裁判所の管轄に屬せしむるを得べしとひ明かに合意を

爲さるる場合と雖とも原告が百圓以上の事件なるに之を區裁判所に訴へるに當り被告は何等の異議をも唱へずして口頭辯論を爲すときは管轄を黙諾せるものと最早管轄違を主張するを得せしめざるなり是れ實に從來の訴訟手續と變りたる一點とす

第二 代理

區裁判所にて扱ふ事件は事理の單一あるもの多きあり去れば本人差支あるときはとひ其地に辯護士のあるときと雖とも親屬雇人の訴訟能力者即ち自ら義務を負ふことを得る成長者を以て訴訟代理人と爲すことを得べきなり

其代理の任一方は從來の如く代人願書を差出す必要なり唯本人の署名捺印ある委任狀書式第十號を差出せば足るなり但し此委任狀にて若し私印證書なるときは相手方よりして公正爲し呉れべしと要求

することあるべし此のときは必ず公證人若くは相當官吏より公正の認
證を取るものなり始めより公正證書の委任状なれり如此ことなり
此の委任状は裁判所の記録に備ふるものにして此記録に備へある所
の書面委任を以て其訴訟委任を證明するものなり

第三 輔佐人

輔佐人は辯護士に限るものよあらず通常人と雖とも訴訟能力さへあ
れば輔佐人と爲すことを得べし但し通常人にして輔佐人とあるには
裁判所の許可を経るを要するなり

尤も輔佐人なるものは原告又は被告と共に出頭し口頭辯論の際附添
を爲して權利を伸暢し或は防禦することに付補助するに止まるあり
輔佐人は訴訟代理人にあらず故に輔佐人の演述は現に本人が同時ふ
出席し居りて即時ふ之を取消し又は更正せざりしときに限り原告若

くは被告自ら演述したるものと同一視せらるゝあり

第四 起訴

區裁判所に訴ふるには書面又は口頭を以て之を爲すものあり(書式第
十一號乃至十四號參看)口頭にて訴へるときは裁判所書記之を調書に
録取し其謄本を作りて對手人に送達せらるゝなり而して裁判所へ訴
へる而已にて訴の提起あるものとす訴提起の効力の事は二十一頁を
參看せらるべし

第五 假住所の届出

起訴するときに當り受訴裁判所の所在地に住居をも事務所をも有せ
ざる原告若くは被告は其所在地に假住所を撰定して之を届出つべし
此所在地といふ地名を指して云ふなり例へば東京の京橋區裁判所と
か芝區裁判所とかの所在地は其京橋區内芝區内と云ふ小區域を指す

にあらざして東京ある大地名を云ふものと知るべし

假住所の届出は書式第十六號を見るべし

假住所の届出は遅くとも最近の口頭辯論に於て之を爲し又其前に書面を差出すときは其書面を以て之を爲すべし

假住所の届出を爲さざるときは裁判所書記又は其委任を受けたる吏員交付すべき書類を原告若くは被告の名宛にて郵便に付して送達を爲すことを得此の送達は其書類の原告若くは被告に到達するを問はず又何時に到達するを問はず郵便に付したる時を以て之を爲したるものと看做す

第六 印紙の貼用方

訴へには相當印紙を貼用せざるべからず其貼用方は起訴の時に於ける訴訟物の價格に依り貼用するものとす例へば訴高百圓なれば百圓

相當の印紙を貼用すべきあり

元金と利子と同時に請求するときは唯元金の高に依りて印紙を貼用すべし利子は其價格に算當せざるあり

又家屋の明渡と家賃とを同時請求するときハ即ち家賃ハ民法上所謂果實に當るものなれば之を訴訟物の價格に算入せず唯家屋明渡のみ印紙を貼用するを以て足るべし

家屋明渡の印紙貼用に付一言せんに是れ一應は困難の事に屬す今ま訴訟法五條第三に據れハ争ひある時期に當る借賃の額に依るとあるなり其争ひある時期とは何を指して云ふやとあれば即ち茲ハ五ヶ年貸與へたるものなれば其五年を以て争ひある時期と云ふあり故ハ今五ヶ年の家賃假りに七十五圓とせば此七十五圓に相當の印紙を貼用するものとす但し若し争ひある時期が幾年にも涉り其時期に當る家

賃を計算せし其高が一年分家賃の二十倍以上にもなることあるべし
此ときは其二十倍よ止めしむるなり
又無期限の貸家なるときは所謂法律上の期間なるものを標準とし裁
判所に於て訴訟物の価格を定めらるゝものとす

一説、無期限の借家契約にして其明渡を求むる訴は明渡通告日限と
明渡に至るまでの家屋使用権を以て訴訟物と見做し其時期に
相當する家賃に準じて訴訟価格を定むべし若し通告日限に付
特約なきときは土地の慣習に依るものなりと

第七 被告人數人あるとき

茲に甲乙丙の連帯借人あり其甲の被告人ハ長崎にあり乙の被告人ハ
大阪にあり丙の被告人ハ東京芝區にありと假りに定めんに此時は如
何にして訴ふるやと云へば即ち其事件を以て長崎區裁判所に訴ふる

とも又大阪區裁判所に訴ふるとも或は芝區裁判所に訴ふるとも全く
原告人の選擇する所なり(訴二十五條)

第八 數個の請求あるとき

同一被告人ハ對し賣掛代金五十圓あり貸金二十圓あり又ハ預ケ金十
圓若くハ二十圓に價ひする物件の取戻すべきものあり是等數口の要
求すべきものあるときは之を一の訴狀に記載し其合算高に對する訴
訟用印紙を貼用し請求することを得べし然れども之を爲すには受訴
裁判所が其數個の請求ともに管轄を有することとを要し又何れも同一
種の訴訟手續を許す場合なることを要すべく尙ほ民法に従ひ本權の
訴と占有の訴とを合併することを得ざるべし(訴百九十一條)

第九 口頭辯論及審判

區裁判所に於ては別に事に事理の綜錯せるものなりとするか故に口頭辯

論を開くに準備書面の交換は之を爲さず然しあから請求數個ある場合に於て時として其申立及事實上の主張を對手人に通知することの必要なることあるへ即ち之れか通知を豫め爲すに於ては口頭辯論も秩序よく進行し訴訟の完結をして大に速かならむるの利益あるへし而して此通知は口頭辯論の前裁判所此手を借らすして訴訟人直接に通知することを得るあり

口頭辯論の期日と訴狀の送達との間には少くとも三日の時間を猶豫することゝを要す然れども是れ通則よりて彼の被告人の逃亡する恐れある場合の如き又外國へ航行する如き其他急迫ある事情ある場合に於ては右三日の期間を二十四時まで短縮することを得

訴狀の送達を在外國の人に爲さへき場合には陸路の如き一定の準則を從ふを得す是を以て此場合よ於ては事情に應じて相當の時間を定

むるなり

訴訟人は通常の裁判日に於ては豫め何日と期日の指定なくして雙方打ち連れ直ち裁判所に出頭し訴訟に付辯論を爲すことを得へし此場合よ於て訴訟の提起は口頭の演述を以て之を爲す

數個の妨訴の抗辯は區裁判所に於ては本案の辯論と同時に之を提出す唯し裁判所管轄違の抗辯に限り例へば甲裁判所に訴ふべきを乙裁判所に訴へ又た地方裁判所に訴ふべきを區裁判所に訴へるか如き裁判所管轄違ひの抗辯は本案の辯論前に提出することを得其他比妨訴の抗辯は此の抗辯の爲め本訴の辯論を拒むの權利なし是れ區裁判所は簡略を旨とするよ出づるあり然れども裁判所は又た職權を以て右抗辯を付分離したる辯論を命ずることを得るなり

訴訟法第二百二十二條に定むる所の判決を受く可き事項の申立は殊

に書面を基き之を爲すを要すること若し之をなさんとときは申立なきものと見るとの規則は區裁判所の訴訟手續に之を適用せず又訴訟の準備手續は之を區裁判所に用ひざるなり

然れども原告若くは被告の申立及陳述の裁判所の意見に従ひ訴訟關係を十分明かならしむる爲め必要なものに限る調書に録取して之を明確ならしむることあるものとす

以上に述ふる所に抵觸せざる條目にして以下に述ふる地方裁判所の手續は區裁判所よ之を準用す故に區裁判所手續の尙ほ全きを知らんと欲せし須らく以下地方裁判所手續を熟讀せらるべし而して地方裁判所も亦此節に於て述べたる手續の相矛盾せざる部分は之を應用するものなり

第二款 地方裁判所手續

第一 管轄

地方裁判所の受理すべき民事訴訟事件は左の如し

一 第一審として

區裁判所の權限又は皇族に對する民事訴訟にして東京控訴院權限に屬するものを取り除き其他一切の訴訟事件

二 第二審として

(イ) 區裁判所此判決に對する控訴

(ロ) 區裁判所の決定及び命令に對する法律に定めざる抗告

地方裁判所は通常は百圓以上の事件を管轄すると雖も然れども當事者の合意あるときは區裁判所不屬する百圓以下のものにて之を地方裁判所にて管轄せしむるを得べし思ふに金高はとひ些少ありと雖も頗る事理の錯綜せるものありて高等の裁判所に於て審理せ

しむるの必要ありなり

第二 代理

地方裁判所に於て本人差支あるときは辯護士ある地に於ては必ず辯護士に訴件を委頼せざるべからざるなり但し辯護士のあらざる場合に於ては訴訟能力者たる親屬若くは雇人を以て訴訟代理人と爲し若し是等のものもあらざるときは他の訴訟能力者を以て訴訟代理人と爲すことを得

第三 起訴

地方裁判所は必ず訴状を以て訴を起さざるべからず口頭の起訴は之を許さず

訴の提起は訴状を裁判所へ差出して之を爲す但し訴提起の効は二十一日に於て既に之を説く参看あるべし

訴状に具備すべき条件(訴訟法第九十條)

第一に當事者及び裁判所を表示す

當事者とは原告被告を云ふものあり裁判所は訴を爲すべき某裁判所なることを表示するものなり

第二に起しうる請求の一定の目的物及び其請求に一定の原因を記載するなり

一定の目的物とは例へば金何百圓とか反物百反とか又は蒲團百枚の類なり

一定の原因とは貸金とか買受けたりとか又は寄託しりとかの類なり

第三に一定の申立を記載す

一定の申立とは例へば返還すべき様御裁判有之度云々の類ひなり

以上三要件は訴状を作るに必要あるものなり然れども尙ほ此他に必

要のものあり即ち準備書面に關する規定ある如く原告又は代人の署名捺印年月日の記載及び附屬書類書式第十五號を添へざるべからざるなり(訴訟法第百五條)

又裁判所の管轄が訴訟物の價格に依り定まる場合に於て訴訟物が一定の金額をあらすして若し物件あるときは其物件の價格を掲ぐべきなり前述する訴訟法第百九十條に定むる當事者裁判所の表示とか訴訟の目的物若くは原由を記載せざるときは如何此時は裁判長は命令を下して相當の期間内に其不完全なる處を補正すべきを命ずるものなり若し原告此命を従はざるときは其期間の満了後訴狀を差戻さるべきなり但し此差戻しの命令に對しては即時抗告を爲すことを得訴狀にして訴訟法第百九十條に定むる要件を具備するときは裁判所は口頭辯論の期日を定め及此訴狀の送達を受けたる日より十四日の

期間内にお答辯書を差出すべき旨を訴狀に記載して之を被告に送達するなり

訴狀を送達し口頭辯論の期日との間には少くとも二十日の時間を存することを要すへし若し外國に於て送達を施行するときは裁判長相當の時間を定む

尤も右の二十日と云ふ時間は通常の場合に用ゆるものにして若し切迫なる危険の事情あるときは申立に由り裁判長は二十四時まで之を短縮することを得

第四 訴訟物の権利勾束

訴訟物権利勾束とは原告と被告と訴訟事件との此の三個のものか相互に纏結するを云ふ

訴狀を被告に送達するに因りて権利勾束が生じて其訴訟中は即ち權

利勾束の繼續中なり此の權利勾束の終了すべき場合を茲に掲ぐれば即ち訴への取下一(請求の拋棄)二被告が原告の請求を認諾す(三原告被告和解すること(四終局判決を受け確定となりたる)五是れなり是等の場合ホ於ては訴訟物の訴訟物たる性質を失ふに至るも此なり訴訟物ハ權利勾束より如何なる効の生ずる乎とあれば權利勾束とは猶ほ原告と被告と訴訟物と此三者を繩を以て結び付けたる如き状態のものにして即ち左の効を見るへ一

一 權利勾束の繼續中は原告若くは被告より同一訴訟物に付他の裁判所に於て本訴又は反訴を以て請求を爲したるときハ對方方は權利勾束の抗辯を爲すことを得

今本例を以て申さんには、横濱に於て大阪の商人甲と東京の商人乙との生糸賣買契約を取結ひ其生糸は横濱に於て引渡すべき旨をも約束し

たりとす而るに東京の商人は代價を拂はざるより大阪の商人甲は東京の商人乙を對手取り東京地方裁判所へ代價請求の訴を起し其訴狀は乙此手に送達したりとす(是れ茲に權利勾束生ざるなり)而る處東京の商人乙が大阪商人甲を以て約束通りの生糸を引渡さざるものなりと云ひ立て、其甲を横濱地方裁判所へ訴へたり(横濱は契約履行の地あるか故に本例の如き事件を管轄するものとす)訴訟法十八條(是れ此場合に於て甲は權利勾束の抗辯を主張して其乙よりの訴を退かす)むるを得べきなり其譯ハ既に生糸ハ關する事件は東京地方裁判所に起り權利勾束の生せるものなればなり

二 訴狀送達を終へて權利勾束生ずるときは其訴訟物の價格が相場の変動ハ因り百圓以下となりたればとて一旦地方裁判所より起したる事件なれば之を區裁判所に移回すへからず又た區裁

判所不起したる事件にして其訴訟物の價百五十圓となるも地方裁判所に移送するに及ばず

又被告は住所の變更其他管轄を定むる事情の變更に因りて變換することなし

三 原告は訴の原因を變更するを得ず故に始め貸金として訴へ

たる者を預け金と變ることを許さず但し變更したる訴に對し本

按の口頭辯論前被告が異義を述べざるときは此限りにあらず

訴の原因を變へることは右の如く甚だ難し何となれば其訴への原因を變へるは全く事件を變換するものなればなり然れども其原因を變更せしめて單に事實上又は法律上の申述を補充し又は更正すること及び本案又は附帶し請求し付訴し申立を擴張し又は減縮すること及び最初求めたる物の減盡し又は變更に因り賠償を求むること等は等

の如き變更は原告は其場合に接して之を爲すことを得るあり
訴は原因に變更なしとする裁判に對しては上訴も異義をも申立つることを得ず

第五 訴の取下

訴への全部又は一分は本案に付被告の第一口頭辯論の始まるまでは被告の承諾を得ずして之を取下くことを得(書式第十七號參看)又其後とても口頭辯論の終結に至るまでは被告の承諾を得て之を取下くことを得
訴の取り下は口頭辯論に於て之を爲すときは口頭を以て申立つることを得へきも若し口頭辯論後於て之を爲すときは書面を以て申立てるべからず

訴狀を被告の手に既に送達する場合には訴へ取下げの書面は

之を被告に送達す
法に適ふたる訴への取下は權利勾束の總ての効力を消滅せしむるものなり
取り下げたる訴を再び起したるときは被告人は前の訴訟費用の辨濟を受くる迄其訴訟に應ずることを拒むことを得へ

第六 被告人の答辯

原告人より差出したる訴狀が法に適ふものとして受理せられ裁判所より被告の方へ訴狀の送達ありたるときは此の送達の際十四日以内の間に答辯書を差出すべきとの催告あるが故に被告は送達の翌日より起算して十四日の内に答辯書を作り差出すへ〔書式第十八號參看〕
答辯書は準備書面を關する一般の規定を適用す

第七 反訴

反訴は是れ答辯の一種なり被告人より原告人に對して更らに起す所の訴訟なり例へば原告人より千圓の貸金ありとして訴へたる處被告人は又原告人に對し千圓の賣掛代金ありとして反求するが是れ反訴なり

此の反訴は訴が管轄裁判所に於て權利勾束即ち訴狀送達ありたる後に於て被告人より原告人に對して起すことを得るなり然るも身分に關する訴の如く非財産權上の請求に係る反訴なるか又は不動産上の争ひの如く專屬管轄の定めある反訴なりときは是は若し此反訴が本訴として起すときも於て其裁判所が管轄を有すべきときに限り反訴を爲すことを得るなり

反訴に對しては更らに反訴を爲すことを得ず

反訴は別訴狀を作るに及ばず答辯書中へ之を記載して爲すことを

得るなり又特別の書面を以てをも爲すことを得尙ほ又口頭辯論中相手方の面前に於て口頭にて之を爲すことを得るなり
然れども答辯書差出しの期間内に起さるる反訴は宜しく左の箇條を守らざるべからず

其反訴は被告の請求の全部又は一部と相殺を爲すを得べき場合なること

被告が自己の過失に因らして其以前反訴を起すを得ざりしこと而して此二條件を説明せざるべからず

口頭辯論

第八 口頭辯論前の手續

(イ) 準備書面

訴訟法第百四條に口頭辯論は書面を以て之を準備すと定む抑も此の

準備書面の制度を立てたるは審理の進行を以て秩序よく又滞滯せしめざる爲めを計りしに出つ仍て此書面に口頭よて演述すべき所の綱領を而已舉載すべく將た其關係の要旨を簡約に抄出すべし若し夫れ事實上の關係の説明并に法律上の討論は此は口頭を以て演述すべき部に屬す之を書面に掲ぐることを許さず

準備書面に掲ぐべき諸件

- 一 當事者及其法律上の代理人の氏名身分職業住所裁判所訴訟物及び附屬書類の表示
- 二 原告若くは被告が法廷に於て爲さんと欲する申立
- 三 申立の原因たる事實上の關係
- 四 相手方の事實上の主張に對する陳述
- 五 原告若くは被告が事實上の主張の證明又は攻撃の爲め用ひんと

する證據方法及相手方の申出たる證據方法に對する陳述

六 原告若くは被告又は其訴訟代理人の署名及捺印

七 年月日

準備書面に添付すべき書類

準備書面には訴訟を爲すべき資格を付ての證書の原本正本又は謄本
其他總て原告若くは被告の手中に存する證書に於て書面中に申立の
原因として引用したるもの、謄本を添付すべし

證書の一部分のみを要用とするときは其冒頭事件に屬する部分終尾
日附署名及印章を謄寫したる抄本を添付するを以て足る

證書が既に相手方に知れたるとき又は大部なるときは其證書を表示
し且つ相手方よ之を閲覽せしめんと欲する旨を附記するを以て足る
あり

當事者は準備書面及其附屬書類並に相手方に付與する爲め必要ある
謄本を裁判所書記課に差出すべし

準備書面を關する大要以上の如し

(ロ) 準備手續區裁判所を於ては此の手續を用ひす

計算事件、財産分別事件、是れ會社解散の場合に多く生ずるものなり、及
此れに類する訴訟に於て其計算書又は財産目錄に對し許多の争ある
請求若くは異議の生じたるときは事体頗る複雑錯綜し來るを以て若
し其儘辯論を爲すときは其主張する所又答辯する處は實に混亂して
爲め訴訟を淹滞し而かも其要を得ざるの弊害に陥るべし、於是乎右
等の事件に付ては口頭辯論を延期し準備手續を命ずるを得るの制規
を立つ、但し妨訴の抗辯あるときは其完結後之を爲すものとす
此準備手續の受訴裁判所より決定を以て善渡す者とし其言渡すふ際し裁

判長は受命判事を指定し受命判事の面前に於て準備手續を行はしむ
決定施行の期日は裁判長之を定むるなり若し裁判長此期日を定めざ
るときは受命判事之を定む又受命判事其委任を施行するに差支へお
るときは裁判長更らに他の判事を任す

準備手續に於ては調書を以て左の件々を明確にす

- 一 如何なる請求を爲すや、如何なる攻撃防禦の方法を主張せるや
- 二 如何なる請求、如何なる攻撃防禦の方法を争ふや又は之を争はざ
るや

- 三 争ひとありたる請求、及争ひとなりたる攻撃防禦の方法に付てハ
其事實上の關係及原被告の表示したる證據方法、主張したる證據抗
辯證據方法並に證據抗辯に關して爲したる陳述及申立

此の準備手續は受訴裁判所に於て本案訴訟又は中間訴訟が判決を爲

し又は證據決定を爲すに熟するまで之を續行するものとす

原告若くは被告が決定施行の期日に於て受命判事の面前に出頭せざ
るときは如何、此ときは受命判事は前段述ふる各條に従ひ調書を以て
出頭したる原告若くは被告の提供を明確にし且つ更らに新期日を定
め其出頭せざる原告若くは被告へ該調書の謄本を送達して新期日に
再び呼出すなり

尚ほ其原告若くは被告が新期日にも出頭せざるときは送達せし調書
に記載したる相手方の事實上の主張を自白したるものと看做し其主
張不付ての準備手續は完結したるものとす

受訴裁判所は準備手續の終結後に口頭辯論の期日を定め之を原被告
へ通知す

當事者は口頭辯論に於て準備手續の結果を調書に基き演述するもれ

とす原告若くは被告が出頭せざるときは準備手續に於て争はざりし請求は一部判決を以て之を完結す其他に付ては申立に因りて欠席判決を爲す

受命判事の調書を以て明確にせんとする事實又は證書に付きて陳述を爲さず又ハ之を拒絶したるときは最早口頭辯論に於て之を追完することを得ざるなり

請求攻撃若くは防禦の方法證據方法及證據抗辯より受命判事の調書を以て之を明かふせざるものふ付ては後日に至りて始めて生し又は後日に至りて始めて原告若くは被告の知りたることを説明するときに限り口頭辯論に於て之を主張することを得

(ハ) 妨訴の抗辯

妨訴の抗辯は本案に付ての被告の辯論前同時ハ之を提出せざるハカ

らす其の所謂妨訴の抗辯とは左の如し

第一 無訴權の抗辯

例へば行政裁判所に訴ふべき事件を取り違へて之を司法裁判所に訴へるときに起る所のものなり

第二 裁判所管轄違の抗辯

第三 權利勾束の抗辯

第四 訴訟能力の欠缺又は法律上代理の欠缺の抗辯

第五 訴訟費用保證の欠缺の抗辯

第六 再訴に付前訴訟費用未済の抗辯

第七 延期の抗辯 (民法擔保編二十四條參看)

此の延期の抗辯とは即ち保證人が債權者より訴を受けたる時、主たる債務者をして其訴訟に参加せしむる爲め要する時日の猶

豫を債權者に對抗する所のものとす

右列擧する中無訴權の抗辯裁判所管轄違の抗辯當事者の合意を以て左右一得へき管轄を取り除く訴訟能力若くは代理の欠缺の抗辯は被告の有効に抛棄することの得ざるものなれば口頭辯論は始まりたる後と雖ども是等の抗辯を援用することを得然れども其他の抗辯に付ては辯論着手後は主張することを得す但一被告の過失にあらずして本案辯論前に其抗辯を主張すること能はざりしことを疎明するときお限り之を主張することを得べし

被告が妨訴の抗辯に基き本案の辯論を拒むるとき又は裁判所が申立に因り若くは職權を以て別に辯論を命ずるときは其抗辯に付別に辯論を爲し及び判決を以て裁判を爲すあり

妨訴の抗辯を棄却せられたる判決は是れは中間判決なれども法は上

訴に關してハ終局判決と看做されたるか故直ちに扣訴を爲すことを得へきなり但一裁判所は申立に因り此場合と雖ども尙ほ本案に付辯論を爲すへきを命ずることを得べし

妨訴の抗辯が採用せられたるときは其れにて訴訟の一段を終るものなれば其採用すとの判決は即ち終局判決なり但一第七延期抗辯に付てはたとひ延期抗辯の採用なりしと雖ども之を以て訴訟を斷絶するものにあらず唯其訴訟を延期するに過ぎざれば是れは取除くなり妨訴の抗辯愈棄却なるときは本案の口頭辯論に取り掛る

第九 口頭辯論の實行

準備書面も既に整頓したるときは裁判長は口頭辯論を開始す且つ之を指揮するものなり

辯論の秩序よく進行し且つ峻速に運ぶは裁判長指揮權の運用する如

何にありて存す去れば裁判長は發言を許し又其命に従はざるものに發言を禁ずることを得るなり

裁判長は事件に付十分なる説明をなさしめ且つ間斷なく辯論の終了することに注意すべし又必要なる場合に於ては直ちに辯論續行の期日を定む

裁判所に於て事件に付十分なる説明を爲せりと認むるときは裁判長は口頭辯論を閉ぢ及び裁判所の判決并に決定を言渡す

口頭辯論は當事者の申立を爲すに因りて始まるものとす

當事者の演述は事實上及法律上の點に於ける訴訟關係を包含するものなり

事實上の關係是れ訴訟事件の事實の點を争ふなり例へば被告は曰く汝ちの要求するは貸金なりと云ふもこは決して貸金にあらず即ち賣

掛代金なりとして争ふの類なり

法律上の點 是れ法律の點を争ふなり例へば今日出訴期限規則によれば貸金とすれば五ヶ年の出訴期限なり賣掛代金とすれば六ヶ月なりとす此の如きを争ふの類なり

抗撃方法 是れは原告の用ゆる主張の方法を云ふなり判決に接する口頭辯論の終結に至るまで之を提出することを得べし

防禦方法 是れは被告の用ゆる主張の方法なりとす即ち反訴も此方法の一なり被告より時機に後れて差出したる防禦の方法は裁判所は若し之を許すに於ては訴訟を遅延すべく且つ被告は訴訟を遅延せしめんとする故意を以て又は甚しき怠慢に因り早く之を提出せざりしことこの心證を裁判官が得るに於ては申立に因り之を却下することを得

訴訟の進行中に争ひとなりたる権利關係の成立又は不成立が訴訟の裁判の全部又は一部に影響を及ぼすときは判決に接着する口頭辯論の終結に至るまで原告は訴の申立の擴張に因り又被告は反訴の提起に因り判決を以て其権利關係を確定せんことを申立つることを得。訴狀其他の準備書面に於て主張せざる請求の権利勾束は口頭辯論に於て其請求を主張したるときを以て始まる。

口頭辯論は必ず口頭を以て演述せざるべからず故に口頭演述に換へて書類を援用することを許さず但し文詞上の旨趣を要用とするときは其要用なる部分に限り之を朗讀することを得。

各當事者は相手方の主張したる事實に對し陳述を爲さざるべからず若し明かに之を争はざらんか其争はざる事實にして原告若しくは被告の他の陳述より之を争はんとする意思の顯はれざるときは自白した

るものと看做さるべきなり。

知らずと云ふ陳述は原告若しくは被告の自己の行爲にあらす又自己の實驗したるものにもあらざる事實に限り之を許さる此場合に於て知らざるを以て答へたる事實は争論したるものと見做す。

裁判長は職權上調査すべき點に關し相手方より起さざる疑點の存するときは其疑ひに付注意を爲すことを得。

裁判長に質問權を附與す其は事件の蘊奥を盡さしむる爲めなり故に問を發して不明瞭なる申述を釋明し主張したる事實の不十分なる證明を補充し及び證據方法を申出で其他事件の關係を定むるに必要な陳述を爲さしむるを得。

陪席判事は裁判長に告げて問を發することを得。

當事者は相手方に對し自ら問を發することを得す然れども其問を發

すへき旨を裁判所に求むることを得

若し其間に對し答へざるか又たたとひ答ふるも判然せざるときは相手方の利益となるへき答を爲したるものと看做することあるべし。事件の指揮に關する裁判長の命又は裁判長若しくは陪席判事の發したる間に對し辯論に與るものより不適法として異議を申述べたるときは裁判長は其異議に付直ちに裁判を爲す

裁判所は事件の關係を明瞭ならしむる爲め原告若しくは被告の自身出頭を命ずることを得

裁判所は原告若しくは被告の援用したる證書にして其手中に存するものを提出すへきを命ずることを得

裁判所は外國語を以て作りたる證書に付ては其譯書を添付すへきことを命ぜらる

裁判所は檢證及鑑定を命ずることを得

裁判所は一箇の訴に於て爲したる數個の請求又は本訴及び反訴に付ての辯論を分離して爲すへきを命ずるを得

同一の請求に關し數個の獨立ある攻撃及び防禦の方法を提出したるときは裁判所は先づ辯論を一二に制限すへきを命ずるを得

裁判所は同一の人又は別異の人の數個の訴訟にして其裁判所に繫屬するもの、辯論及び裁判を併合すへきことを命ずるを得但し其訴訟の目的物たる請求を元來一個の訴に於て主張し得へきときに限る。裁判所は訴訟の全部又は一部の裁判か他の繫屬する訴訟に於て定まるへき權利關係の成立又は不成立に繫るときは他の訴訟の完結に至るまで中止すべし

裁判所は民事訴訟中罰すへき行爲の嫌疑生するときは刑事訴訟手續

の完結に至るまで辯論を中止すべし但し其罰すべき行為が訴訟の裁判に影響を及ぼすときに限る

裁判所は分離若しくは併合に關し發したる命を取消すことを得

裁判所は閉じたる辯論の再開を命ずることを得

裁判所は辯論に與かるもの、日本語に通せざるときは通事を立會はし但し其訴訟の審問に參與する官吏の或る外國語に通ずる場合に於て裁判長便利と認むるときは其外國語を以て口頭審問を爲すことを得
 裁判所は辯論に與かるもの、或は啞なるとき之れに文字を以て理會せしむることを得ざる場合に限り通事を立會はしむることを得
 裁判所は相當の演述を爲す能力の欠けたる原告若しくは被告又は訴訟代理人若しくは輔佐人に其後の演述を禁じ且つ新期日を定め辯護士をして演述せしむべきことを命ずべし

裁判所は裁判所に於て辯論を業とする訴訟代理人若しくは輔佐人を退斥せしむることを得此場合に於ては新期日を定め且退斥の決定を原告若しくは被告に送達すべし

本條の規定に従ひ爲したる命に對しては不服を申立つることを得す
 辯護士に於ては信用置くべきものなれば右に述ふる規定は之を適用せず

辯論に與かるもの秩序維持の爲め辯論の場所より退斥せられたるときは申立に因り本人の任意に退去したると同一の方法を以て之を取扱ふことを得

但し違犯者原告なるときは裁判所は處罰の上仍ほ本人宥恕を請ふか又は恭順を表して不敬の罪を謝するまで其審問を中止する場合は此限りにあらず

右の場合に於て禁止又は退斥の命を受けたるもの再び出頭するときは前項の方法を以て之を取扱ふことを得

第十 口頭辯論の調書

口頭辯論に付ては調書を作り左の諸件を掲ぐ

- 一 辯論の場所、年月日、
 - 二 判事、裁判所書記及び立會ひたる検事若くは通事の氏名
 - 三 訴訟物及當事者の氏名
 - 四 出頭したる當事者、法律上代理人、訴訟代理人及補佐人の氏名若くは原告若くは被告欠席したるときは其欠席したること
 - 五 公けに辯論を爲し又は公開を禁じたること
- 辯論の進行に付ては其要領のみを調書に記載すへし
調書に記載して明確にすべき件々

- 一 自白、認諾、抛棄及和解、
 - 二 明確にすべき規定ある申立及陳述
 - 三 證人、鑑定人の供述但し其供述は以前聽かざるものなるとき又は以前の供述に異るときに限る
 - 四 檢證の結果
 - 五 書面に作り調書に添付せざる裁判(判決決定及命令)
 - 六 裁判言渡
- 附録として調書に添付し且調書に附録として表示する書類に於ける記載は調書に於ける記載と同し
前段第一號乃至四號に掲げたる調書の部分は法廷に於て之を關係人は讀み聞かせ又は閱覽の爲め之を關係人に示す
調書は前項の手續を履きたること及び承諾を爲したること又は承

諾を拒むたる理由を附記すべし

調書には裁判長及裁判所書記署名捺印す

裁判長差支あるときは官等最も高き陪席判事之れに代り捺印す

區裁判所判事差支あるときは其裁判所書記の署名捺印を以て足る

口頭辯論の爲め規定したる方式の遵守は調書を以てのみ之を證明す

ることを得

第十一 其他の調書

受命判事又は受託判事又は區裁判所判事が法廷外に於て爲す審問亦
も裁判所書記を立會はしむ此場合よは審問調書を作る

訴訟法に従ひ口頭を以て訴抗告申立申請及陳述を爲し又は證言を拒
む場合に於ては裁判所書記は其調書を作る

第十二 證據調

各當事者は事實上の主張を證明し又は之を辯駁せん爲め用ひんとす
る證據方法を開示すべし且つ相手方より開示したる證據方法に付陳
述すべし

今本法が證據方法とするものを掲ぐれば即ち左の如し(訴訟法第二編

第六節乃至第十節參看)

一 人證

二 鑑定

三 書證

四 檢證

五 當事者本人の訊問

證據調は通常受訴裁判所に於て之を爲すも然とす但し受訴裁判所の
部員一名に之を命し又は區裁判所に之を囑托することあるべし

當事者此一方又は雙方證據調の期日に出席せざる時は事件の程度に因り爲し得べき限りは證據調を爲すものとす若し原告又は被告の出席せざるが爲めに證據調の全部又は一部を爲すことを得ざる場合に於ては其追完又は補充は此が爲め訴訟手續に遅滞せざる時又は舉證者其過失にあらすして前期日に出席する能はざりしことを説明するときに限り判決に接着する口頭辯論の終結に至るまで申立よ因り之を命す

裁判所は事件の未だ判決を爲すに熟せずと認むるときは證據調の補充を決定することを得るなり
舉證者は裁判所の定むる期間内に證據調の費用を豫納せざるべからず若し其期間内は豫納せざる時は證據調を爲さざるなり但し期間の満了後と雖とも豫納したるときは訴訟手續の滞滯を生ぜざる場合に限り證據調を許さるなり

(イ) 人證

人證とは或る人が取引を爲す際に立會ひし其他係争事實を見聞せる人が證據立つるを云ふ此の人證の申出には證人を指名し及び證人の訊問を受くべき事實を表示して之を爲すものとす(書式第十九號)
呼出されたる證人にして正當の理由なく出席せざる者に對しては申立なしと雖とも決定を以て其不參よ因り生しざる費用の賠償及び貳拾圓以下の罰金を言渡すべし
證人が再度出席せざる場合に於ては更らに費用の賠償及び罰金を科せらるべし又勾引をも命せらるることあり
證人は右に決定し對して抗告を爲すことを得此抗告は執行を停止する効力を有す(書式第二十號)

證人其出頭せざりしことを後日に正當の理由を以て辯解するときは罰金及賠償の決定を取消さるへし
證人の不參届及び決定取消の申請は書面又は口頭を以て之を爲すことを得(書式二十一號)

皇族證人あるときは受命判事又は受託判事其所在に就き訊問を爲す
各大臣に付ては其官廳の所在地に於て之を訊問す若し其所在地外に滞在するときは其現在地に於て之を訊問す
帝國議會其議員に付ては開會期間其議會其所在地に滞在在中其所在地に於て之を訊問す

原告若くは被告は相手方と相手方の證人との間左の關係あるときは其證人を忌避することを得

第一 原告若くは被告又は其配偶者と親屬あるとき但し姻族に付

ては婚姻の解除したるときと雖も亦同し

第二 原告若くは被告の後見を受くる者

第三 原告若くは被告と同居する者又は雇人として之れに仕ふる者

忌避の申請は證人の訊問前に之を爲すものとす此の期限後は其前に忌避の原因を主張するを得ざりしことを疏明するときに限り其證人を忌避することを得

忌避の申請は書面又は口頭を以て之を爲すことを得(書式第二十三號)

忌避の原因ありと宣言する決定に對しては上訴を爲すことを得す忌避の原因なしと宣言する決定に對しては即時抗告を爲すことを得

證人の陳述前矢つ宣誓を爲すべきなり其宣誓は左の如し

訊問前の宣誓 良心に従ひ眞實を述べ何事をも黙秘せず又何事をも

附加せざる旨の誓を宣ふ

訊問後の宣誓 良心に從ひ眞實を述べ何事をも黙秘せず又何事をも附加せざりし旨の誓を宣ふ

證人と雖ども宣誓を爲さしめずして参考の爲め之を訊問するものあり其は第一訊問のとき未だ滿十六歳に達せざる者第二宣誓の何物たるやを了解するに必要なる精神上の發達を缺くもの第三刑事上の判決に因り公權を剝奪又は停止せられたる者第四訴訟の成績に直接の利害關係を有する者第五は訴訟法第二百九十七條の原告若くは被告又は其配偶者と親屬なるときに證言を拒む權あるものにして之を行使せざる者又は問ひに付ての答辯が證人自身又は其親戚等(訴訟法二九七條に掲ぐるもの)の耻辱に服するもの又は其刑事上の訴追を招く恐れあるとき將た直接に財産權上の損害を醸すべきとき等あり

證人は日常の辨濟及び其出頭の爲めに旅行を爲したるときは旅費の辨濟を請求することを得(書式第二十四號)

此金額の拂渡しは訊問期日の終りたる後直ちに之を求むることを得(舉證者の豫納したる金額不足するときは職權を以て其不足額を取立つるものなり)

(ロ) 鑑定

鑑定申出は鑑定すべき事項を表示して之を爲す(書式第二十五號)

鑑定人は受訴裁判所於て其選定并に其員數の指定を爲すなり然かしながら又裁判所は鑑定人として訊問を受くるに適當なる者を指名すべき旨を當事者に催告することあり

鑑定人出頭せず又は之を拒むるときは費用の賠償及び罰金の言渡を受くべし但し其鑑定人を勾引することを許さず

鑑定人ハ於ては其鑑定を爲す前に其鑑定人たる義務を公平且誠實ニ履行すへき旨の誓を宣ふるものなり

右の外大抵證人の規定を準用するものなり

(ハ) 書證

書證の申出は證書を提出して之を爲す

舉證者其使用せんとする證書が相手方の手に存在する旨を主張するときは書證の申出は相手方ハ其證書の提出を命せんことを申出て、之を爲すものなり

相手方は其手ハ存する證書にして其訴訟ハ於て舉證の爲め引用したるものを提出する義務あり準備書面中よの引引用したるときと雖とも亦同一

公正證書は正本又は認證ある謄本を以て之を提出することを得然れ

とも裁判所ハ舉證者ハ正本の提出を命ずることを得

私署證書は原本を以て之を提出すへ一若一當事者が未だ提出せざる原本の眞正に付一致一其證書の効力又は解釋に付てのみ争ひを爲すときは謄本を提出するを以て足る然れとも裁判所は舉證者に原本を提出するを命ずるを得

舉證者は證書を提出したる後は相手方の承諾を得るときに限り此の證據方法を抛棄することを得

偽造の訴

公正證書又ハ檢眞を経たる私署證書ハ付偽造若クハ變造なりと主張するものは其證書の眞否を確定せんことの申立を爲すへ一

此場合ハ於ては裁判所は其證書の眞否に付中間判決を以て裁判を爲すあり

公正證書の偽造若くは變造あることを眞實に反きて主張したる原告若くは被告は悪意若くは重過失の責あるときは五十圓以下の過料を言渡す

驗眞の訴

私署證書の眞否を付争ひあるときは裁判所は舉證書の申立より因り眞を爲すことを得

私署證書の檢眞は總ての證據方法及び手跡若くは印章の對照に因りて之を爲すなり

證書の眞否を證せんとする當事者は裁判所の定むる期間内より手跡若くは印章を對照する爲め適當なる書類を提出すべし

眞正なりとの自白又は證明したる適當の對照書類なきときは對照の爲め原告若くは被告より裁判所に於て一定の語辭の手記を命ずる

ことを得其手記したる語辭は調書の附録として之を添付す

裁判所は手跡若くは印章を對照したる結果に付自由なる心證を以て判決を爲し又必要なる場合よ於ては鑑定をなさしめたる後之を爲す原告若くは被告が裁判所の定めたる期間内に對照書類を提出せざるか又は對照すべき語辭を手記すべき裁判所の命に對し十分なる辯解を爲さずして之れに従はざるは又は書様を變じて手記したるときは證書の眞否に付ての相手方の主張は其他の證據を要せずして之を眞正なりと看做さることあるべし

私署證書の眞正あることを眞實に反きて争ふたる原告若くは被告は悪意又は重過失の責あるときよ於て二十圓以下の過料を言渡さるべし

(二) 檢證

檢證とは實地臨檢の事を云ふ例へは土地經界論の争ひよ於て地形の

公正證書の偽造若くは變造あることを眞實に反きて主張したる原告若くは被告は惡意若くは重過失の責あるときは五十圓以下の過料を言渡す

驗眞の訴

私署證書の眞否を付争ひあるときは裁判所は舉證書の申立より因り眞を爲すことを得

私署證書の檢眞は總ての證據方法及ひ手跡若くは印章の對照に因りて之を爲すなり

證書の眞否を證せんとする當事者は裁判所の定むる期間内手跡若くは印章を對照する爲め適當なる書類を提出すべし

眞正なりとの自白又は證明したる適當の對照書類なきときは對照の爲め原告若くは被告が對し裁判所に於て一定の語辭の手記を命ずる

ことを得其手記したる語辭は調書の附録として之を添付す

裁判所は手跡若くは印章を對照したる結果に付自由なる心證を以て判決を爲し又必要な場合於ては鑑定をなさしめたる後之を爲す原告若くは被告が裁判所の定めたる期間内に對照書類を提出せざるか又は對照すべき語辭を手記すべき裁判所の命に對し十分なる辯解を爲さずして之れに従はざるは又は書様を變じて手記したるときは證書の眞否に付ての相手方の主張は其他の證據を要せずして之を眞正なりと看做することあるべし

私署證書の眞正あることを眞實に反きて争ふたる原告若くは被告は惡意又は重過失の責あるとき於て二十圓以下の過料を言渡さるべし

(二) 檢證

檢證とは實地臨檢の事を云ふ例へは土地經界論の争ひに於て地形の

高低ある所を見て大に裁判官の心證を動かすことあり如此場合に此
實地臨檢を申出づるあり書式第二十六號此申立書には檢證物を表示
し及び證すべき事實を開示して之を爲す
檢證不鑑定人の必要なることあり此ときは鑑定人を以て實地に立會
はしむることあり

檢證を爲す際發見したる事項は調書に記載して之を明確ならしめ又
必要なる場合に於ては調書の附録として添付すべき圖面を作り之を
明確ならしむ

(ホ) 當事者本人の訊問

原告又は被告の提出したる諸種の證據を調ぶるも尙ほ係争事實の眞
否不付裁判官が判定を爲すに足るべき程十分なる材料を得ざるとき
は申立不因り又職權を以て原告若しくは被告の本人を訊問することを

得るあり

本人の訊問を爲すときは大に事實の實相を發見することあり裁判官
其要點を訊問し彼れ答辯する言語の中より或は舉動の中に隠すより顯
はるゝはあきれた語不違はず言語は前後し舉動は何となく常を失ひ迷
に事實を其間に自ら表白するに至るものあり甚た以て必要なる證據
方法なりとす

裁判所は原告若しくは被告を訊問することを決定し且つ原告若しくは被
告の自身が決定言渡の際在廷するときは直ちに其訊問を爲すを通例
とす訊問に答ふる供述は必ず口頭なりとす今ま萬一書面を以てする
を得へしとするときは文を舞はし筆を弄して事實を掩飾すること易
し而して本人訊問の効終に見るへらさるなり但し算數上の關係の
如きは却つて書面を以てする方煩を避くるものなれば之れに限る

書を用ゆることを得せしむ

原告若くは被告の十分なる理由なくして供述することを拒み又は訊問期日不出頭せざるときは裁判所は其意見を以て訊問を因りて舉證すへき相手方の主張を正當と認むることを得

訴訟無能力者の法律上代理人が訴訟を爲すときは法律上代理人若くは訴訟無能力者を訊問すへきや又は此等の者を共々訊問すへきや裁判所の意見を以て之を決定す

法律上代理人數人あるときは其一人を訊問すへきや又は數人を訊問すへきやも亦前項と同し

(へ) 證據保全

證據保全とは人證なり鑑定人なり若くは實物なり等の證據方法の喪失を豫防する道なり故に證據保全を爲すへき場合は即ち證據の紛失

する恐れあるときなるか又は之を使用し難き恐れあるときなりとす例へは證人たるへきものゝ俄然大病に罹り將さる死地に入らんとするに際し此のものゝ訊問を求むるか如き又證人たるへきものか數千里の外洋に遠航し其販途の長がびくときかの如きは是れ使用し難き恐れある場合あり

通例は右の如く紛失又は使用し難き恐れある場合に行ふものなれども然るし尙ほ後日の紛争を避くる爲め相手方の承諾を得るときは何時にても證據保全を申出づることを得べし

證據保全ハ即ち證人若くは鑑定人の訊問又は檢證を申立つるものなり證據保全の申請は受訴裁判所に之を爲す然れども又切迫ある危険の場合に於ては訊問を受くへき者の所在地又は檢證すへき物の所在地を管轄する區裁判所へ申請を爲すことを得訴訟の未だ起らざる前に

於ては常に區裁判所に申請を爲すことを要すべし

右申請は或は書面にて或は口頭にて之を爲すことを得、此の申請の左の件々を具ふるものなり(書式第二十七號乃至二十九號)

第一 相手方の表示

第二 證據調を爲すべき事實の表示

第三 證據方法殊に證人若くは鑑定人の訊問を爲すべきときは其表示

第四 證據を紛失する恐れあり又之を使用し難き恐れある理由此理由は之を説明すべし

右申請あるときは裁判所於て之を許容するものとするときは決定を下す、此の決定の中よりの證據調を爲すべき事實及び證據方法殊に訊問すべき證人若くは鑑定人の氏名を掲ぐ而して此決定に對しては不

服を申立つることを許さず

證據調の期日に於て申立人を呼出し又決定及び申請の謄本を送達して其權利防衛の爲めに相手方をも呼出すべきあり然れども切迫ある危険の場合よ於ては適當なる時間外相手方を呼出すことを得ざりしときと雖ども證據調を妨ぐることなし

此の證據調を爲すには人證鑑定、檢證の規定を從ふ

證據調の調書は證據調を命じたる裁判所よ之を保存すべきなり而して各當事者は證據調の調書を訴訟に於て使用する權利あるものとす、受訴裁判所は申立に因り又は職權を以て再度の證據調を命じ又既に調へたる證據の補充を命ずることを得るものなり

若し申立人にして相手方を指定せざるときは申立人自己の過失にあらずして相手方を指定し能はざることとを説明する場合に限り其申請

を許すものとす

右申請を許容したるときは裁判所は其知れざる相手方の権利防衛の爲めに臨時代理人を任ずることを得べし

○

以上に述べたる證據方法又は證據抗辯は判決に接着する口頭辯論の終結に至るまで之を主張することを得るなり而るに若し此の證據方法及び證據抗辯の提出より時機に後れたるときは此ときハ裁判所ハ於て訴訟を遅延せざるものとするときハ限り採用すべきなり

當事者は訴訟事件の關係を表明し證據調の結果に於て辯論を始むべきあり而るに若し受命判事又ハ受託判事の面前に於て證據調を爲したるときは當事者は證據調に關する審問調書に基き其結果を演述すべし

第十三 民事裁判官の心證

民事裁判官なるものは原告又ハ被告の爲したる辯論の全体の趣旨を取り又上來記述せし證據調より生じたる結果を斟酌し其事實上の主張が眞實ありや否らざるやを自由なる心證を以て判断せらるゝなり然れども彼の民法證據の部に定むる如く公正證書より又確定判決ハ因り權利關係の既に確定せるものに付ては裁判官亦ハ牽束せられざるを得す尙ほ此訴訟法第三百三十四條ハ定むる如く口頭辯論に關する法式の遵守は獨り調書ハあらされは證明を取ることを得す調書以外に於て假令幾許證し得るの道あるも裁判官此道に従ふを得ざる牽束を受くるの例外規定あるものは格別なり

裁判所に於て既に顯明せる事實例へは裁判所の直き向ふの家が火災に罹り燒燬したるか如き若し裁判官之を目撃せしに於てハ之れが事

實の心證を作らざらんを欲するも得ざるべし如斯ものは證するを要せざるなり地方慣習法、商慣習及規約又は外國の現行法は之を證明して裁判官をして知らしむるを要するなり但し裁判官が若し當事者にして此の證明を爲さざりしとき又たとひ證明せるとても未だ裁判官の心證を満足せしめざるふ於ては裁判官其満足を得るが爲め進んで自ら必要な取調を爲すものあり

第十四 訴訟進行中の和解

諺に曰く正當なる訴訟を爲さんより寧ろ道理に反するも和解を爲すべしと、まことに和解なるものは争亂を調解する唯一の良刀なり、此の和解ほど各人の意思を柔らげ、社會の交際をして圓滑ならしめ、安全よして自由の生活を爲し而かも有用の時間を徒消せざるの利益を獲て所謂屈してすなはち伸ぶるの道ふあらずや實に和解は吾人の希望

不堪へざる所ありて立法者も亦常に此の思慮を離さざるなり去れば訴訟法に於ては裁判所をして事件の如何なる程度にあるを問はず自から又は受命判事若くは受托判事に因り訴訟又は或る争點の和解を試むるの權利を有せしむ而して和解を試むるか爲めには代人にては往々争論の解けざることをあるも本人自身の顔面を合はすときは自ら辭ば和らぎ心又さ靜かなるを得ることあるべく若し然らざるも裁判官の温言を聴き乃ち融然疑團を解き調和の局を結ふこと多かるべきなり仍て當事者自身の出頭を命することあるなり

第十五 判決接着前注意の事項

判決を受くべき事項の申立は書面に基き之を爲すことを要す(書式第三十號)是れ訴訟の骨子となるべきものを呈はすものにして之れに依り其の遺漏せんとする過失を喚起せしめ又裁判官をして判決を爲す

へき要點に注意せしむるの道なり

重要なる點ふ於て以前申立たるものと異なる申立を爲すに付ても亦同様殊に書面を以て申立つべし

右規定は違反するときは申立なきものと看做すの制裁を受くべし

右の申立を除く外書面に掲げざる供述は或は調書に依り或は其附録として添付すへき爲め差出たる書面を依りて之を明確にす

第十六 判決

訴訟が裁判を爲すに成熟するに至るときは裁判所は終局判決を以て裁判を下すあり

終局判決といふ裁判所が訴件に付手を離れる判決を云ふ而して此判決は扣訴を爲すことを得る判決なり

判決は口頭辯論の終結する期日又は直ちに指定する期日に於て之を

言渡すべし但し七日を過すことを得ざるあり

判決は其基本たる口頭辯論に臨席したる判事に限り之を爲すことを得るなり

判決に記載すへき件々は左の如し

一 當事者及び其法律上の代理人の氏名身分職業及び住所

二 事實及び争點の摘示但し其摘示は當事者の口頭演述に基き殊に其提出したる申立を表示して之を爲す

三 裁判の理由

四 判決主文 (例へば原告へ損害金何百圓を支拂ふへし訴訟入費は被告の負擔たるべしと言渡す部なり)

五 裁判所の名稱裁判を爲したる判事の官氏名

判決の言渡は右に云ふ判決主文の朗讀に依り之を爲すものとす然れ

とも缺席判決の言渡は其主文を作らざる前と雖とも之を爲すことを得るなり

裁判の理由を言渡すことを至當と認むるときは判決の言渡と同時に其理由を朗讀し又口頭よて其要領を告ぐべし

訴訟法の原則として訴へされは理せずと云ふが故に裁判所は申立てざる事物を原告若くは被告に歸せしむるの權なきや明かなり然れども訴訟費用の負擔に付ては例外ふして終局判決を爲す際とて訴訟費用の點付何事の申立なきも判決を爲さるべからざるものとす但し一部判決を爲すに當りてや都合に因り費用の判決を後の判決に讓ることあり

(イ) 一部判決

併合したる數個の訴訟中の一のみが裁判を爲すに成熟するに至ると

きは即ち一部判決を與ふべきなり是れ既に一部に於て權利義務の所在明瞭あるときは遲疑なく判決を與へざるべからす他の事件の爲め謂れなく遷延するの道理なればなり

又一の訴狀を以て起したる數個の請求中の一個又一の一個の請求中の一部又は反訴を起したる場合は本訴若くは反訴のみ裁判を爲すに成熟するときは亦一部判決を與ふべし

(ロ) 中間判決

各個の獨立なる攻撃若くは防禦の方法又は中間の争が裁判を爲すに熟するとき中間判決を下すものとす

訴訟の彌久を豫防するより此中間判決に對しては直ちに控訴を爲すことを許さず本案に判決ありたるるとき此本案判決と共に不服の申立て爲すことを得べきなり然れども中間判決と雖とも左の場合に於ては

殊に終局判決と看做し上訴を許すものなり

- 一 妨訴の抗辯を棄却する判決 (二百七條)
 - 二 請求の原因を正當とする判決 (二百二十八條)
 - 三 證書訴訟に於て留保を掲けたる被告敗訴の判決 (四百九十一條)
- 右第一第二の判決は上訴に關して終局判決と看做され其第三の判決は付ては上訴及び強制執行付て終局判決と看做されたり
- 總て判決なるものは辯論を経る攻撃并に防禦の方法を包括するものなり然れども數個の獨立なる攻撃又は防禦の方法中其一個は付て適切なりとするときは裁判所は他の方法は付判断するの義務なきものとす

口頭辯論を爲す際原告其訴へたる請求を拋棄し又は被告之を認諾するときは裁判所は申立を受けて其拋棄又は認諾に基き判決を以て却

下又は敗訴の言渡を爲すべきなり

(ハ) 判決の効力

判決の言渡は當事者又は其一方の在廷すると否とに拘はらず其効力を有するものなり即ち其判決が彼の妨訴の抗辯に對し棄却すとの判決なるときは此判決に基き一時中絶したる訴訟手續を續行するを得べし又確定せざる判決なるも之を以て假執行の宣言を求むる場合に其用に供すべきなり而して是等の原告若くは被告の權利は此法律に特定したる場合を除く外相手方へ其判決を送達したると否とに拘はらざるなり

裁判所は其言渡したる終局判決及中間判決の中に包含したる裁判に羈束せらるゝなり故に此の判決を持て其裁判所へ至るときは必そ裁判所は強制執行の爲めの命令或は訴訟の繼行を爲すべきなり

判決ハ其主文ヲ包含シたるものに限リ確定力を有ス
又いよ／＼民法も實施なるの曉には借家賃又は借地賃の如きは五年
にて時効(民時百五十六)に係かるものなり然をも其五年前於て判
決を受くるときは此判決の効に依リ其短期の時効は三十年の通常の
時効と變ずるなり

(二) 判決の送達、判決の正本、謄本

右當事者は判決の送達あらんことを申立つることを得(書式第卅一號)
其申立ありたるべきハ判決の正本を送達するものなり
此判決送達あらんことの申立ハ甚た必要にして從來と違ヒ當然裁判
所より下付なるべきも此に非ざればなり而して判決の確定する期間
は實に判決ハ送達より始まるものなれば之れハ送達を求むるにあら
ざれば到底判決の確定を望む可からず隨て強制執行の局をも結ぶを

得ざるへし

未だ判決を言渡さざるか又は未だ判決の原本に署名捺印せざる間は
裁判所書記は其正本、抄本及び謄本を付與することを得ず
裁判所書記は判決の正本、抄本及び謄本に署名捺印し且つ裁判所の印
を捺して之を認證するものなり

(ホ) 判決の補正

裁判所は判決中に違算せるか即ち例せば月賦二圓五十錢を二ヶ年滞
りたりとして合金五十圓支拂ふへしと判決を下せりとせしに是れ十
圓の違算あるものなり仍て此場合には六十圓と訂正することを申立
(書式第三十號)つるもれとす又判決中に書損あるか例せば被告の眞實
の姓名は法山實藏なるに之を邦山術三と書損したるときは是
れ亦書き直しを求むべきあり右の外判決文中文字を脱すると云ふか

或は區裁判所と記すへきに地方裁判所と記するの誤謬を發見するときは亦同じきなり

此の更正は申立なきも職權を以て爲すことを得べし又此の更正に付ては口頭辯論を用ゆるなく裁判を爲すことを得るものなり若し更正の申立を却下することあるときは其決定に對しては上訴を爲すことを得ず然しながら之れに反して更正するとの宣言し對しては即時抗告を爲すことを得べし

(へ) 追加の裁判

主たる請求例へは元金若干圓とか又は取戻地所若干坪とかの類若しくは付帶の請求例へは利子若干、果實若干の如し又は訴訟費用の全部若しくは一部の裁判を爲すに際し脱漏しあるときは此場合には申立あるを要するものにして此の申立あるに因り追加の裁判を以て判決

の脱漏せる部分を補充するものなり而して此申立は判決の言渡後直ちに之を爲すを通例と爲す若し直ち追加裁判の申立を爲さざるときは遅くとも判決の正本を送達したる日より起算して七日の期間内に之を爲さざるべからざるなり(書式第卅三號)さて追加裁判の申立ありたるときは即時に又は新期日を定めて口頭辯論を爲さしむべし其辯論は訴訟の完結せざる部分に限り之を爲すものとす

○ 判決を更正し又は補充する裁判は判決の原本及び正本に之を追加し若し正本に之を追加するを得るときは更正又は補充の裁判の正本を作るべきあり

口頭辯論に基き爲す裁判所の決定は之を必ず言渡すものあり然れども言渡をなさざる裁判所の決定及び言渡をなさざる裁判長受命判事の命令は職権を以て之を當事者に送達すべきなり

(ト) 欠席判決

原告若くは被告、口頭辯論の期日に出頭せざる場合に於ては出頭したる相手方の申立書式第三十四號に因りて欠席判決を爲す凡そ期日は事件の呼上げを以て始まるものとす今若し原被告其一方が出席せざるにあらざりて兩造ともに揃ひて出席せざることあるときは如何する乎此のときは其の當事者の一方より更らに口頭辯論の期日を定むべきことを申立つるまで訴訟を休止するなり但し一年も此儘にて打ち捨て置くときは此のときは裁判所は訴訟を取り下げたるものと見做して其訴訟を消滅せしむ

右に掲げたる口頭辯論の期日の中には延期したる口頭辯論の期日も、又た口頭辯論を續行する爲め決定する期日も之れに包含するものとす

辯論期日に出頭せざる場合とは常に當事者が出頭せざるのみならずたとひ出頭しても沈黙して辯論を爲さずとか又は別に辯論する所なく任意に退延したるときも尚ほ出頭せざるものと看做すへし去るながら既に本案に付き辯論を爲したるときはたとひ各個の事實證書發問に付陳述を爲さず良しや又し任意に退延したればとて此の場合に在りては欠席判決を下さずして對審判決を下すべきなり

原告欠席の場合

夫れ原告が自ら訴を起して被告の出庭を爲さしめたるに拘はらず自ら懈怠して出頭せざるが如きは被告の欠席せしよりは宜しく一層嚴

重に之れを取扱ふて可なり去れば法は原告欠席するときは常に欠席判決を以て其訴の却下を言渡すべきものとせり
被告欠席の場合

此ときはたとへ被告が欠席すると雖とも先づ原告の求むる所正當なるや否やを吟味するなり若し其請求に於て正當ならざるときは被告欠席に拘はらず原告の訴を却下するなり之れに反し原告の請求正當なりとするときは原告の事實上の口頭供述する所は即ち被告の自白せるものと見做して判決を與ふべし

(チ) 欠席判決の申立を却下すべき場合

一 出頭したる原告若しくは被告が裁判所の職權上調査すべき事情に付必要なる證明を爲す能はざるとき

例へば代理の資格を尋ねられたる節に於て十分に説明する能はざるとき或は訴の不動産に関するや又ハ動産の訴なるや若し不動産に関するなれハ專屬管轄となり其不動産所在地の裁判所が管轄するよりして即ち管轄違ひなるの點に付發問せられたるに當り十分の説明を爲す能はざるときは是れなり

二 出頭せざる原告若しくは被告に口頭上事實の供述又は申立を適當なる時期に書面を以て通知せざるとき

右の場合に於て出頭したる原告若しくは被告は口頭辯論の延期を申立つることを得べし辯論を延期したるときは出頭せざる原告若しくは被告を新期日に呼出を爲す

右欠席判決の申立を却下したるときは此却下の決定に對しては即時抗告を爲すことを得べし

若し其決定を取消したるときは出頭せざりし原告若しくは被告を新期日に呼出さずして欠席判決を爲すなり

又左に掲ぐる場合あるときはたとひ申立あらざるも裁判所は職權を以て欠席判決の申立に付ての辯論を延期することを得

第一 出頭せざる原告若しくは被告が合式に呼出されざりしとき

第二 出頭せざる原告若しくは被告が天災其他避くべからざる事變の爲めに出席する能はざることの眞實と認むべき事情あるとき

右の場合に於て出頭せざりし原告若しくは被告は新期日に之れを呼出す

(リ) 欠席判決に對する故障

欠席判決に對しては故障を爲すことを得べし(書式第卅五號)直ちに控

訴を爲すことを得ざるあり尤も此故障は其期日に懈怠したるものより爲すものとする

故障の期間は十四日とす判決書の送達を受けたるより始まるものとする而して此の十四日の期間は所謂不變期間なり不變期間とは裁判所の休暇に因りて其進行を停止するものにあらす又は原告被告の約諾に因り若しくは裁判所の決議に因り之を伸縮する能はざるものを云ふなり

故障に申立は控訴上告と相異り判決の送達を受けざる前と雖とも之を爲すことを得

故障期間の變例外國に於て送達を爲すべきとき又は公の告示を以て之を爲すべきときは裁判所は欠席判決に於て故障期間を定め又は後日決定を以て之を定む此決定は口頭辯論を経ずして爲すことを得

故障は欠席判決を爲したる裁判所に書面を以て之を爲す此書面は第一に欠席判決の表示第二に其判決に對する故障の申立を記載するなり」右十四日の期間は後れ又ハ法式に背きたる故障は裁判長の命令にて却下せらる此命令に對してハ即時抗告を爲すことを得故障を受理するときハ裁判所は故障申立の書面を相手方に送達し且つ故障は付口頭辯論ハ新期日を定め當事者の雙方を呼出す然るに裁判所は辯論中職權上を以て尙ほ故障を許すへきや否や又は法律上の法式若ハ其期間に於て故障申立てたるや否やを調査するものなり若し以上の要件の一を欠くことを發見するときハ判決を以て故障を不適法として棄却す之れに反して故障を適法のものとするときは訴訟ハ欠席前の程度に復す即ち欠席判決なきと同様ハ地位に歸りて再ハ事實を覆審するものなり

故障の判決 右の如く欠席前の程度に復し新なる辯論に基き爲すへき判決即ち故障の判決にして欠席判決と相符合するときハ欠席判決を維持することを言渡し其符合せざる場合に於ては新判決に於て欠席判決を廢棄す

欠席判決より生じたる費用は通例欠席者の負擔する所なりたとひ其故障の申立相立ちて欠席判決を變更するに至るも亦然り但し相手方の不當なる異議に因り生せしものは其ハ相手方に負擔せしむへし故障を申立てたる原告若くハ被告が口頭辯論の期日又ハ辯論延期の期日に出頭せざるときハ出頭したる相手方の申立を受け故障を棄却する新欠席判決を言渡すなり

此新欠席判決に對してハ再ハ故障を申立つることを得す

故障の抛棄及び其取下に付ては控訴の抛棄及び其取下に付ての規定を準用す

右欠席判決に對する規定ハ反訴又は既ハ原因の確定一ハる請求の數額の定めを目的物とする訴訟手續にも之を準用す

中間訴訟の辯論の爲め期日を定めらるるときハ其欠席訴訟手續及ハ欠席判決は其中間訴訟を完結するに止まり本節の規定を之れに準用す

(又) 訴訟記録の閲覧及ハ其正本謄本の付與

當事者は訴訟記録を閲覧し且つ裁判所書記をして其正本抄本及ハ謄本を付與せしむることを得

若し當事者にあらず第三者なる他人なるときは右謄本及ハ抄本の下付若くは閲覧を求むることを得るやと云ふに當事者の承諾を経るときは直ちに之を求むることを得へし然れども若し其承諾なかりしと

きは如何此ときは能く己れに權利上の利害關係あることを疏明するに於てはたとひ當事者の承諾を経ればとて裁判長は其閲覧を許し又其抄本並ハ謄本の付與を許すことを得

茲に閲覧を許されざる書類あり其書類と云ふハ判決決定命令の草案及ハ其準備ハ供したる書類並ハ評議又は處罰ハ關する書類是れなり是等の書類に付ては其原本なると謄本なるとを問はず之を閲覧することを許さす

第二章 上訴

第一節 第二審控訴

控訴は區裁判所又ハ地方裁判所の第一審ハ於て爲したる終局の判決に對して之を爲すものあり

終局判決前ハ爲したる判決と雖ども此法律に於て不服を申立つると

を得すと明記しあるとき又は抗告を以て不服を申立るとを得る場合を除く外中間判決に對して控訴を爲すとを得へ

第一 欠席判決に對する控訴

欠席判決に對しては期日を懈りたるものより控訴を以て不服を申立るとを得す必ず其故障を爲し得る期間内に於て故障の道を取らざるべからざるあり然れども夫の故障を爲したる末二度目の新欠席判決に對してハ其懈怠なかりしことを理由とするときに限り控訴を以て不服を申立つるとを得

第二 控訴の取り下

控訴は口頭辯論の前ハ於ては被控訴人の承諾あらざるも之を取り下るとを得へ尤も此取下のとき既に上訴する期間の経過せるありて其上訴権を喪失する結果を生ずるとあるへ

第三 控訴の期間

控訴期間は一ヶ月とす此期間ハ所謂不變期間(百三頁參看)にして判決の送達より起算するものとす判決の送達前ハは控訴を差出すとを得す先づ其判決を手に入れ克く熟讀して後果して不服の嫌あるに於て控訴するを得せしむ輕忽にあざしめざるなり故に判決送達の前ハ差出したる控訴は無効のものトす

控訴期間内に彼の追加裁判を以て判決を補充したるときは控訴期間の進行は追加裁判の送達より起算の始まるものなり尤も最初の判決も同様起算點を同ふするに至る

第四 控訴狀 (書式第三十六號)

控訴は控訴狀を控訴裁判所ハ差出す控訴裁判所とは區裁判所ハて爲したる判決に對しては地方裁判所を云ひ地方裁判所の判決に對し控

訴するときハ控訴院を云ふ今此控訴狀に記載すべき件々は左の如し

一 控訴せられたる判決の表示

二 此判決に對し控訴を爲す旨の陳述

此外控訴狀ハ準備書面に關する一般の規定に従ひて之を作るものにして且つ判決に對し如何なる程度ハ於て不服なりや及ひ判決には如何なる變更を爲すべきやの申立てを掲げ尙ほ新規に主張せんとする事實及ひ證據方法あるときは其新ある事實及ひ證據方法を掲ぐへし新なる事實と云ふは第一審判決ありたるより以後生したる利子並に果實の返還を求むる類を云ふ但し利子果實と雖ども第一審判決前に已に生せるものにして其請求することを怠りし者にありては此度控訴裁判所に要求するを得ず何とあれば過失の責むべきものはなり

第五 控訴の却下棄却

起訴の當時其控訴にして判然手續に反き許すべからざることの明かなるもの若くは其期間の經過の後に起したる控訴は裁判長の命令を以て之を却下するなり此却下に對して不服あれば即時抗告を爲すことを得辯論中控訴の許すべからざるを發見し又は其期間ハ於て起したるにあらざること調査の未見出すときは直ちに判決を以て控訴を不道法として棄却す

第六 控訴辯論の期日 答書の期間

第一審に於ける期間に同一即ち控訴狀の送達と口頭辯論の期日との間ハ存する期間は二十日なり外國ハ關係するときは裁判所は相當期間を定め又其答辯書を差出すべき期間は十四日なりとす又申立を受けて裁判長は事情に従ひ右期間を伸縮することをも得べし
控訴の答辯書は準備書面に關する一般の規定に従ひて之を作り且つ

被控訴人の一定の申立及其主張せんとする新ある事實及證據方法を
掲ぐへー

第七 附帶控訴

附帶控訴は其主たる控訴の起れる間は何時にても爲すを得へした
とひ一旦控訴を抛棄したるときと雖とも又は控訴期間の経過したる
ときと雖とも更に妨げあるとあし
附帶控訴は答辯書を以て之を爲すことを得へー別に控訴状なるものを
作るに及はず

附帶控訴は主たる控訴の起れる間起すを得るものなれば其主たる
控訴にして消滅するときは此従たる附帶控訴も亦消滅するものなり
故に主たる控訴を不適法なりとして判決を以て棄却したるとき又は
控訴を取下げたるときは附帶控訴も亦其効力を失ふ然かし名義ころ

附帶控訴なりと雖とも其附帶控訴が控訴期間内になされたるときは
たとへ主たる控訴の効力を失へばとて毫も影響を受けず之を獨立の
控訴と見做すあり

欠席判決に對して附帶控訴を爲すには尙ほ主として起す控訴の場合
に於ける如く期日ヲ懈怠したるものより附帶控訴を起すを得ざるな
り其故障を許さるる新欠席判決に對して而已懈怠なかりを證明し
附帶控訴するを得

第八 附帶控訴の利益

主たる控訴のみなるときは控訴裁判所は其控訴者の不利益なる判決
を下すことを得ず故に例とへは甲なるものありて乙なるものに對し二
千圓の損害要償を訴へたるに地方裁判所に於ては一千圓丈け正當な
るものと爲して一千圓を要求することを得へしと判決せるを之れに

不服を唱へ控訴裁判所に控訴せり控訴裁判所に於てハ其千圓より以下ノ八百圓とか六百圓とかの言渡を爲すことを得ず然れども今附帶控訴あるときは控訴裁判所は千圓を下して八百圓にも五百圓にも言渡すとあるものなり是れ附帶控訴の利益の一なり

又た主たる控訴のみなるときハ第一審の裁判中控訴者より訴へたる部分にあらざれば之を覆審することを得ず然れども附帶の控訴ありて被控訴者に有害なる他の部分を擧げて不服を云ふときは此他の部分に付ても亦覆審を爲さしむることを得るの利益あり

第九 控訴に於ける訴訟手續

以上述ふる外控訴の訴訟手續は地方裁判所の第一審の訴訟手續を準用す尤も本章の規定と抵觸するものは此限りにあらず
當事者の雙方より控訴を起したるときは其兩控訴に付辯論及裁判を

同時に爲すを以て通例とす

第十 控訴の口頭辯論

控訴裁判所に於ける訴訟は不服の申立に因り定まりたる範圍内に於て更に之を辯論するものなり

辯論の延期なるへき場合は其辯論期日に於て未だ被控訴人の控訴期限の経過せざるときは其申立に因り期間の満了迄之を延期す又欠席判決を受けたる原告若くは被告より其判決に對し故障を申立て相手方より控訴を起したる場合は控訴に付ての辯論並に裁判は故障の完結する迄例令申立なきも裁判所の職權を以て之を延期するなり
當事者は其控訴の申立及不服を申立てられたる裁判の當否を明瞭ならしむる爲め必要なる限りは口頭辯論の際第一審に於ける辯論の結果を演述すへし此場合に裁判長は注意を與へて其演述の不正確不完

全なる場合に於て其更正若くは補完をなさしめ又た必要なる場合に於ては辯論を再開して之を爲さしむへ

第十一 訴の變更を許さず

訴の變更は控訴裁判所に於ては第一審の如く相手方の承諾を得て變更するを許さず若し訴を變更せば全く別の訴訟となりて二回審理の原則を破るに至るへければなり去れば訴の變更はたとひ相手方の承諾あるも之を許さざるなり

第十二 控訴に於ける妨訴の抗辯

本案の辯論は第一審の如く妨訴の抗辯に基き之を拒むことを得ず是れ訴訟の遅延を妨きしなり然か裁判所は職權上妨訴の抗辯に付分離したる辯論を命ずることを得へ

右妨訴の抗辯は尙ほ下の制限に従はざるへからず即ち其抗辯は職權

を以て調査すへからざるものにして且つ原告若くは被告が其過失を認めずして第一審に於て提出し能はざることとを説明するとき限り之を主張することを得るなり

第十三 新なる請求新なる攻撃防禦の方法

新なる攻撃防禦方法は第一審に於て主張せざりしもの而已提出することを得

第十四 控訴の裁決

第一審の裁判は變更を申立たる部分に限り之を變更するを得るなり第一審に於て是認し又は非認したる請求に関する總て此争點にて申立に従ひ辯論及裁判を必要とするものは第一審に於て此争點に付辯論及び裁判を爲さざるときと雖ども控訴裁判所に於て其辯論及裁判を爲す

第一審裁判所へ事件の差戻し、是れ其本件が尙ほ辯論を必要とするときよ爲すべきものなり

第一 不服を申立てられたる判決に欠席判決あるとき

第二 不服を申立てられたる判決に欠席判決に對する故障を不適法として棄却したるものなるとき

第三 不服を申立てられたる判決に妨訴の抗辯のみに付裁判を爲したるものあるとき

第四 請求が其原因及數額に付争ある場合に於て不服を申立てられたる判決が先づ其原因に付裁判を與へざるものなるとき

第五 不服を申立てられざる判決が證書訴訟爲替訴訟に於て敗訴の被告に別訴訟を以て追行を爲す權を留保したるものなるとき

第六 第一審に於て訴訟手續に付ての規定に違背したるときは控訴

裁判所は其判決及違背したる訴訟手續の部分を廢棄したるとき

棄却の判決 是れ控訴の理由なしとするときなり

判決は控訴人の不利益に與ふべからず唯々相手方が控訴又は附帶控訴の方法を以て判決に付不服を申立てたる部分に限り之を變更せることを得る而已

時機に後れ又訴訟を遅延せしむる事情ある場合に於ける防禦の方法は之を却下す而して尙ほ其防禦の方法を主張することを得る様被告に留保の處置を爲すべし此留保を掲けたる判決は上訴及強制執行に付ては終局判決と看做す

右の如く防禦方法にして被告に其主張を留保するに於ては其訴訟は第二審に繫屬し其効用を生ぜしむ

爾後の手續に於て訴を以て主張したる請求の理由ありしことの顯

はるゝときは前判決を廢棄して其訴を棄却し且つ申立に因り判決に基き支拂ひたるもの又は給付したるものを返還すへきことを言渡し并に費用に付裁判を爲すへい

第十五 控訴に於ける欠席判決

控訴人の欠席

控訴人が口頭辯論の期日に出頭せざるときは出頭したる被控訴人の申立に因り欠席判決を以て控訴の棄却を言渡すへい

被控訴人の欠席

被控訴人口頭辯論の期日に出頭せざる場合に於ては出頭したる控訴人より欠席判決の申立を爲すときは第一審裁判の憑據となりたるものに抵觸せざる控訴人の事實上の供述に被控訴人之を自白したるものと看做し且つ第一審裁判所の事實上の確定を補充し若くは辯駁を

る爲め控訴人の申立てたる適法の證據調は既に之を爲し及其結果を得ざるはのと看做し欠席判決を爲す

判決中の事實の摘示に付ては前審の判決を引用することを得

第十六 訴訟記録の送付或は返還

控訴裁判所の書記は控訴狀の提出より二十四時間前第一審裁判所の書記に訴訟記録の送付を求むへい而して控訴完結の後はその記録は第二審に於て爲したる判決の認證ある謄本と共に第一審裁判所の書記に之を返付すへい

第二節 上告

第一 上告に係る判決

地方裁判所及控訴院の第二審に於て爲したる終局判決に對してのみ上告を爲すを得るものとす但し終局判決以前に爲したる裁判と雖と

も此法律に於て不服を申立つることを得すと明記したるとき又は抗告を以て不服を申立つることを得るの場合を除きてハ亦上告をすることを得ヘー

第二 上告の理由

法律の點に違背する裁判あることを理由とするものにて又之を理由とするときにあらざれば上告を爲すことを得ず凡そ法の違背に三種あり

- 一 認定したる事實を裁判するに當り法文を適用せず若くは不當に適用したるに因り法律上不當なる判決を爲したるとき
- 二 事實を認定するに當り過失を爲したるとき

例へば争はれたる事實なるを自認したるものと看做する場
合又口頭審理に於て提出したる事實の認定を忘れたる如き若

くは該審理に全く提出せざる事實なるを提出せりと認め
たる如きは蓋し法律に反き事實を認定したるものなり

三 法式に違背したるとき

- 一 規定に従ひ判決裁判所を構成せざりしとき
- 二 法律に依り職務の執行より除斥せられたる判事が裁判に參與したるとき但し忌避の申請又ハ上訴を以て除斥此理由を主張したるも其効なかりしときは此限りにあらず
- 三 判事が忌避せられ且つ忌避の申請を理由ありと認めたるに拘はらず裁判に參與したるとき
- 四 裁判所が其管轄又は管轄違を不服に認めたるとき
- 五 訴訟手續に於て原告若くは被告が法律の規定に従ひ代理せられざりしとき

六 訴訟手續の公行に付ての規定に違背したる口頭辯論に基き裁判を爲したるとき

七 裁判に理由を附せざるるとき

第三 上告期間

一ヶ月なり此期間は不變期間にして判決の送達より起算するあり判決の送達前には上告を爲すことを得ず之れに反けば其上告は無効なり

第四 上告狀書式三十七號

上告の提起は上告狀を上告裁判所に差出して之を爲すなり上告裁判所とは區裁判所の判決に對しては控訴院にして地方裁判所の判決に對しては大審院に當るなり此上告狀に記載すべき件々は

第一 上告せらるゝ判決の表示

第二 此判決に對し上告を爲す旨の陳述

此他上告狀は準備書面に關する一般の規定に従ひて之を作り特小判決に對し如何なる程度に於て不服あるや及判決不付如何なる程度に於て破毀を爲すべきやの申立を掲げ且つ法則を適用せず若くは不當小適用したることを上告の理由とするとき其法則の表示又は訴訟手續に付ての規定に違背しあることを上告の理由とするときは其欠缺を明かにする事實の表示又は法律に違背して事實を確定し若くは遺脱し若くは提出したりと看做したることを上告の理由とするときは其事實の表示を掲ぐべし

第五 不適法の上告

上告裁判所は上告人を呼出し其陳述を聴取し上告の手續に背きて許すべからざるものあるとき又は法の期間に起さるものあるとき將

た又法律の點に不服を云ふにあらすして事實に向つて上告する如きは此れは皆な不適法の上告なるに依り判決を以て棄却す若し上告人其呼出に應ぜずして期日に出頭せざる時は上告を取下げたるものと看做す但し其出頭せざりしことを期日より七日内十分なる理由を以て辯解するときは更に新期日を定めらるものなり

第六 上告に於ける口頭辯論の期日

此期日は亦地方裁判所に於ける期日と同一なり故に上告狀の送達と口頭辯論の期日との間には二十日間あり又外國に關係せるときは裁判所は相當期間を定むるものとす

答書の期日も同一く十四日なり

又裁判所は時の事情を斟酌し右期日を伸縮することを得へし

答辯書は準備書面に關する一般の規定に従ひて之を作り且つ一定の

申立を掲ぐへし

第七 附帶上告

被上告人より主たる上告の繼續する間之を爲すものとす附帶上告にハ別段訴狀を以てするを要せず答書の中に記載して申立つることを得るものなり而して答辯書に附帶上告を掲げたる場合には其答辯書を上告人に送達すへし

第八 上告に於ける訴訟手續

上告の訴訟手續に付ては地方裁判所の第一審に於ける訴訟手續の規定にして特に上告の爲め設けたる手續に抵觸せざる限りは之を準用するものなり

上告裁判所は當事者の爲しる申立てのみに付調査を爲すものなり

第九 上告に於ける判決

上告裁判所は裁判を爲すに付控訴裁判所か其裁判の憑據と一たる事實を標準とす此事實の外は第四百三十八條第三項に掲けたる事實に限り之を斟酌するを得證據物を必要とするときは之を命するを得へ」破毀判決 此をば理由ありとするときに用ゆる判決とす 訴訟手續に關する規定に違背したるは因り判決を破毀するときは其違背したる部分に限り訴訟手續をも亦破毀すへ」

破毀の上上告裁判所か自ら事件に付裁判を爲すへき場合

事實の點に疑ひあらずして只々法律の點に誤りある場合なり其場合左に

- 一 確定したる事實に法律を適用するふ當り其法律に違反したる爲めに判決を破毀し且つ其事件の裁判を爲すに熟するとき
- 二 無訴權の爲め又は裁判所の管轄違なる爲め判決を破毀する時

破毀の上他の裁判所へ廻す場合

事實が既に不完全なる場合に於て事實の再審理を爲すへき場合なり此ときは更らば辯論及裁判を爲さしむる爲め其ときの事情に従ひ或は事件を控訴裁判所に差戻し又は他の同等なる裁判所へ移送するなり事件の差戻し又は移送を受けたる裁判所は新口頭辯論に基き裁判を爲すことを要す

此場合に於ては事件全く始めの地位に復せるを以て當事者へ破毀判決以前に於ける口頭辯論に當り提出することを得へかりし事項を新口頭辯論に際し提出するの權利ありとす

事件の差戻し又は移送を受けたる裁判所は上告裁判所の爲したる法律に係る判断をして判決を破毀する基本と爲したるものを以て新なる辯論及裁判の基本と爲す義務あり但し其事件に限るへ」

棄却の判決 上告を理由ありとするとき并に裁判かたどひ其理由不
於て法律に違反したるときと雖とも他の理由に因り裁判の正當なる
ときは上告を棄却すべきなり

控訴の規定の上告に準用すべきもれ

一 欠席判決に對する不服の申立の件

一 控訴の取下

一 當事者雙方より控訴を起したる場合に於ける訴訟手続き及控訴
と故障とを同時に爲したるときに於ける訴訟手続き

一 口頭辯論の延期

一 口頭辯論の際に於ける當事者の演述

一 妨訴の抗辯に附ての辯論

一 控訴を起したるものゝ不利益となる裁判を爲すべからざること

一 記録の送付并に返還

第三節 抗告

第一 通常抗告

抗告は訴訟手續に關する申請を口頭辯論を経すして却下したる裁判
に對し其他此法律に於て特に掲けたる場合に限り之を爲すことを得
其法律に掲けたる一の場合を擧ぐれば即ち證人が呼出期日に不参
たるに因り不参罰金を言渡されたる決定に對して爲すことを得る抗
告の如きは是れなり(訴第二百九十四條)

(イ) 抗告を受くる裁判所 は即ち直近上級の裁判所なり

此の直近上級の裁判所とは直ぐ上なる裁判所と云ふことにて即
ち區裁判所の決定に對する抗告を受くる所は地方裁判所なるべく
地方裁判所の決定に對する抗告を受くる所は控訴院あるべく又控

訴院の決定に對する抗告に付ては大審院なるべし
抗告裁判所の裁判に對しては更らに抗告を爲すことを得ると雖とも
然をとも其の裁判に付て新なる獨立の抗告理由を發見したるとき
に限るものなり

(ロ) 抗告狀

抗告は先づ不服を受けたる裁判を爲したる裁判所又は裁判長の屬す
る裁判所より抗告狀を差出して之を爲すなり(書式第三十八號)
訴訟が區裁判所に繫屬し若くは嘗て繫屬したるとき又は證人鑑定人
より若くは證書を提出する義務ありと宣言を受けたる第三者より抗
告を爲すときは口頭を以て之を爲すことを得
抗告の裁判所に提出せざし新なる事實及び證據方法を以て憑據と
爲すことを得

(ハ) 抗告理由あるときの處置、抗告理由なしとせられたるときの處置

不服を申立てられたる裁判を爲したる裁判所又は裁判長が再度の考
案、若くは新ある提供に基き抗告を理由ありとするときは不服の點を
更正すべきなり

若し抗告狀を受けたる裁判所にし理由なしとするときは裁判所若
くは裁判長は意見を付して三日の期限内に抗告狀を抗告裁判所に送
付し尙ほ訴訟記録をも送付すべきなり

(ニ) 抗告に因り其裁判の執行力の停止

通例に抗告あるも其裁判の執行を停止するものにあらず然れども法
律に於て別段の規定ある場合は其裁判の執行を停止するなり今其
一例を擧ぐれば訴訟法二百九十四條なり即ち證人の罰金言渡に對し

て抗告あるときは其罰金の執行を停止すとあるあり
而るに又法律に執行を停止するの明文なき場合と雖ども不服を申立
てられたる裁判を爲したる裁判所若くは裁判長は抗告に付ての裁判
あるまで其執行の中止を命することあるなり

又抗告裁判所も抗告に付ての裁判を爲す前に不服を申立てられたる
裁判の執行中止を命することを得るなり

(ホ) 抗告裁判所に直ちに抗告状を差出す場合、

急速を要する場合には其抗告を以て不服申立てられたる判決を爲し
たる裁判所を経由せずして直接に抗告裁判所に抗告を爲すことを得
へし。

抗告裁判所も於て急速の抗告にあらすと認めたるときハ不服を申立
てられたる裁判を爲したる裁判所又は裁判長に其事件を送付し且つ

其旨を抗告人に通知すべきなり

然れども其抗告を以て急速を要すべき抗告なりと認めたる場合に於
てハ裁判を爲す前に不服を申立てられたる裁判を爲したる裁判所又
は裁判長の意見及び記録を要求すべきなり

(ヘ) 抗告裁判所の審判、

抗告裁判所は口頭辯論を経ず裁判を爲すを以て通例とす去れば抗告
人と反對の利害關係を有するも此に抗告ありたることを通知して書
面上の陳述を爲さしむることを得るなり然るしなから此陳述は口頭
を以て抗告を爲し得べき場合は口頭を以て之を爲すことを得へし
抗告裁判所は若し口頭辯論を要するときは此口頭辯論の爲め
當事者を呼出すことを得

抗告裁判所ハ職權上其抗告状を調査し不適法のものなるときは之を

棄却するものあり

今更若し其抗告狀が適法且つ理由ありと認めるときは其裁判を廢棄して自ら更らば新裁判を爲し又は原裁判所に委任して裁判を爲さしむ抗告裁判所に於て自ら裁判したるときは其原裁判所なる即ち不服を申立てられたる裁判を爲したる裁判所又は裁判長に通知をへし

(ト) 受命判事、受托判事の裁判又は裁判所書記の處分に對する不服、此の不服と云ふものは即ち其裁判又は其處分の變更を求むるものにして此不服は先づ受訴裁判所へ申立て、裁判を求むるなり此點に付てハ大審院と雖とも同一様あり而して此受訴裁判所が言渡したる裁判に對しては抗告を以て不服を申立つることを得

第二 即時抗告

通常抗告に付ては別に何日間を爲すべしと云ふ期間を定めずと雖と

も即時抗告に付ては七日の不變期間に之を爲さざるべからず不變期間の何物たることは百三頁を參看せらるべし此の七日の期間は裁判の送達より始まるなり

欠席判決の申立を却下せる決定に對する即時抗告、利害關係人が競落の許否に付ては決定に對する即時抗告、除權判決の申立を却下する決定に對する即時抗告等の場合に於ては裁判の言渡より直ちに七日の期間の進行を始しむ抗告裁判所へ向つて抗告を提出したるときは急速あらすと認めたる場合に於ても亦不變期間を保存するものあり右急速ならずと認めたる場合に於ては抗告提出の爲め定めたる方法に依り不變期間内に受訴裁判所の裁判を求むることを要す受訴裁判所は其申請を正當と認めるときは之を抗告裁判所に送付す再審を求むる訴ふ付ての要件存するときハ不變期間の満了後と雖と

も此の訴の爲め定めたる期間内の抗告を爲すことを得へし
右に述ふる手續に矛盾せざる限りは總て通常抗告の手續に従ふべし

第三章 再審

再審の訴は裁判の故障又は上訴の期間を経過し既に確定したる後其
誤判の著明ある場合に行ふ處の非常の方法なり故に再審の訴は確定
の終局判決に對し爲す處のものなり

再審には二ヶの方法あり

第一 取消の訴訟、原狀回復の訴訟

取消訴訟と原狀回復訴訟と同時に並ひ起るときは取消の訴を先し其裁
判の確定するまで原狀回復に付ての辯論及裁判を中止す

取消の訴に因り再審を求むる場合

第一 規定に従ひ判決裁判所の構成せざりしとき

例へば三人の判事を以て審問判決すべきの處一人にて爲したる
如き場合を云ふ

第二 法律に因り職務の執行より除斥せられたる判事が裁判に参
與したるとき但し忌避の申請又は上訴を以て除斥の理由を主張
したるも其効なかりしときは此限りにあらず

第三 判事が忌避せられ且つ忌避の申請が理由ありと認められた
るに拘へらず裁判に參與したりしとき

第四 訴訟手續に於て原告若くは被告が法律の規定に従ひ代理せ
られざりしとき

以上第一號と第三號の場合に於て上訴若くは故障を以て取消を主張
し得へかりしときは取消の訴を許さす

原狀回復の訴は因り再審を求むる場合

第三章 再審

- 第一 刑法に掲げたる職務上の義務を違反したる罪の訴訟に關し
犯したる判事が裁判に參與したりるとき
- 第二 原告若くは被告の法律上代理人若くは訴訟代人が罰せらる
べき行爲を訴訟に關して爲したるとき
- 第三 判決の憑據とありたる證書が偽造若くは變造なりるとき
- 第四 證人若くは鑑定人が供述に因り又は通事か判決の憑據とな
りたる通譯に因り偽造の罪を犯したりるとき
- 以上四ヶの場合に於ては罰せらるべき行爲に付て判決が確定となり
たるとき又は證據欠缺外なる理由を以て刑事訴訟手續の開始若くは
實行を爲し得ざるときに限り再審を求むることを得るあり
- 第五 判決の憑據となりたる刑事上の判決が他の確定となりたる
刑事上の判決を以て廢棄若くは破棄せられりるとき

第六 原告若くは被告が同一事件に付ての判決に於て前に確定と
なりたるものを發見し其判決が不服を申立られたる判決と抵觸
するるとき

第七 相手方若くは第三者の所爲に因り以前に提出することを得
ざりし證書若くは原告若くは被告の利益となるべき裁判を爲す
に至らむべきものを發見したるとき

原狀回復の訴は原告若くは被告が自己の過失にあらずして前訴訟手
續に於て殊に故障又は控訴若くは附帶控訴に因り原狀回復の理由を
主張すること能はざりしときに限り之を爲すことを得
不服を申立てられたる判決の其裁判に根據するときは其判決前に同
一の裁判所又は下級裁判所に於て爲したる裁判に關する不服の理由
は再審を求むる訴と共に之を主張することを得

第二 再審の管轄

再審の訴は不服を申立てられたる裁判を爲したる裁判所の管轄に專屬す又同一の事件に付一分は下級の裁判所又一分は上級の裁判所ハ於て爲したる數個の判決に對する訴は上級の裁判所の管轄に專屬す〔督促手續に因りて區裁判所の發したる執行命令に對し再審を求むる訴は其命令を發したる區裁判所の管轄ハ專屬す然れども其請求が例へは百圓以上とか又は身分に關する訴の如きものにて區裁判所の管轄に屬せざるときは其請求に付ての訴訟を管轄する裁判所ハ專屬す〕

第三 再審の訴訟手續

此再審の部に於て定むる處に牴觸なき限りは裁判所の訴訟手續に關する規定ハ從ふ

第四 再審の訴の期間

一ヶ月の不變期間内に起すへ一此期限は原告若くは被告が不服の理由を知りたる日を以て始まる原告若くは被告ハ判決の確定前ハ不服の理由を知りたるときは判決の確定を以て始まる例とハ知らざると否とを問はず判決確定の日より起算して五ヶ年の満了の後は再審の訴を爲すことを得ず以上の規定は彼の當事者が適法に代理せられざりしとき取消の訴を以て起すへき場合には之を用ひす此場合に於て其訴の提起の期間は原告若くは被告又は其法律上代理人が送達に因り判決ありたることを知りたる日を以て始まる

第五 再審の訴狀書式三十九號四十號

左の件々を具備せざるへからず

第一 取消又は原狀回復の訴を受けたる判決の表示

第二 取消又は原状回復の訴を起す旨の陳述

此外再審の訴狀は準備書面に關する一般の規定に従ひて之を作り且つ不服の理由之表示此理由及不變期間の遵守を明白ならしむる事實に付ての證據方法又如何なる程度に於て不服を申立てられたる判決を廢棄若くは破毀すべきやの申立又本案に付き更らに如何なる裁判を爲すべきや此申立をも掲ぐへい

第六 裁判長却下の命令

判然訴ふへからざる訴又は判然法律上の方式に適はず其期間の經過後お起したる訴は裁判長の命令を以て之を却下す此却下の命令お對しては即時抗告を爲すことを得

第七 口頭辯論後に於ける訴の棄却

原告は口頭辯論の期日に於て相手方の陳述の有無に拘りらす再審を

求むる理由及法律上此期間の遵守を明白にする事實を疏明すへい調査吟味の上若し其訴か許すへらざるものあるも又ハ法に適はざるか又ハ期間絶過の後起したるものなるときは職權を以て判決に因り之を不適法のものとして棄却を爲すなり

第八 再審に於ける辯論及裁判

裁判所は先づ本案よ付ての辯論の前に當り再審を求むる理由及之を許すべきや否やに付辯論と裁判とを爲すことを得此場合に於ては本案に付ての辯論は再審を求むる理由及許否に付ての辯論の續行と看做す本案に付ての辯論及裁判は不服申立の理由の存する部分に限り更らに之を爲すへい

第九 再審に於ける判決

原告の不利益となる判決の變更は相手方が再審を求むる訴を起して

變更を申立てたるときにあらざるは之を爲すことを得ず
訴が上告裁判所に屬するときは上告裁判所は再審を求むる理由及其
許否に付ての辯論の完結が係争事實の確定及斟酌に係るときと雖と
も其完結を爲すへい

第十 再審判決に於ける上訴の道

上訴へ訴に付裁判爲したる裁判所の判決に對し一般に爲すことを得
べきときに限り之を爲すことを得

第十一 再審の特例

第三位の人が原告或は被告の共謀に因り第三者の債權を詐害する目
的を以て判決を爲さしめたりと主張し其判決に對し不服を申立つる
ときは原狀回復の訴へ由れる再審の規定を適用す
此場合に於ては原告及被告を共同被告と爲す

第四章 辨濟すべき費用額の確定(訴訟法第八十四條)

訴訟費用又は執達吏に拂ふべき費用等を敗訴者より要求するには費
用額確定の申請を爲さるへからす

申請書式第四十一號は訴訟の第一審に繫屬したる裁判所へ差出すあ
り又此申請は口頭を以てをも之を爲すことを得

申請人は費用計算書相手方に付與すべき計算書の謄本及び各箇費用
額の説明に必要な證書を添付すへ(書式第四十二號四十三號)

右申請あるときは裁判所は裁判所書記に費用計算書の計算上の検査
を命ずることを得

裁判所は費用額確定の決定を爲す前相手方に計算書を付與して裁判
所の定むる期間内に陳述を爲すべき旨を之れに催告することを得
費用額決定に對しては即時抗告を以て不服を申立つることを得

當事者の訴訟費用の全部又は一分を割合に従ひ分擔すべきときは裁判所は費用額確定の決定を爲す前相手方に裁判所決定する期間内其費用の計算書を差出すべき旨を催告すへし此期間を徒過したる後は費用額確定の決定は相手方其費用を願みす之を爲すへし但し相手方は後に自己の費用を以て其費用額確定の申請を爲す妨と爲ることなし

第五章 強制執行

第一節 總則

第一 執行を求むる手續

強制執行は確定の判決(即ち缺席裁判に付ては故障の期間對審判決に付ては上訴の期間の經過したるものなり)又ハ假執行の宣言を付したる終局判決に因り之を爲す

強制執行には右判決に對して執行文の下付を求めざるへからず之を求むるは書式(第四十五號)の書面若くは同旨趣の口頭を以て申立つへし

執行力ある正本は第一審裁判所の書記又ハ訴訟か控訴裁判所とか又は上告裁判所とかの上級裁判所に繫屬するときは其裁判所の書記か之を付與するなり

判決の確定付ては證明書(書式第四十六號)を求めざるへからず此證明書は第一審裁判所の書記に求む然るときは裁判所書記は訴訟記録に基き之を付與す訴訟か猶ほ控訴裁判所とか又は上告裁判所とかの上級審にあるときは其上級裁判所の書記は判決の確定とありたる部分のみに付證明書を付與すへし

判決に對し上訴の提起なき場合にあらざれば證明書を付與すること

を得るときは即ち上訴を管轄する裁判所の書記が不變期間に上訴の提起なきことを認めたる證明書を與ふるなり
強制執行は通例執達吏之を實施するなり然とも彼れ現役の軍人軍屬に對し兵營及び軍服用廳舎又は軍艦に於て強制執行を爲すべきときは債權者の申立に因り執行裁判所は管轄の軍事裁判所又は所屬の長官又は隊長に囑托して之を爲す
債權者は強制執行を委任する爲めに區裁判所書記の補助を求むることを得

裁判所書記の委任したる執達吏は債權者の委任したるものと看做す

第二 假執行の宣言を付すべき場合

職權を以て假執行の宣言を爲すべき場合

一 認諾に基き敗訴を言渡す判決

二 證書訴訟又は爲替訴訟に於て言渡す判決

三 同一審に於て同一の原告若くは被告に對し本案に付言渡したる第二又は其後此缺席判決

四 假差押又は假處分を取消す判決

五 養料を支拂ふ義務を言渡す判決但し訴の提起後の時間及び其提起前最後の三ヶ月間の爲めに支拂ふべきものなるときに限る
申立に因り假執行の宣言を爲すべき場合

一 總ての住家其他の建物又は其或る部分の受取明渡使用占據若くは修繕に關し又は賃借人の家具若くは所持品を賃借人の差押へたることに關し賃貸人と賃借人との間に起りたる訴訟

二 占有のみに係る訴訟

三 雇主と雇人との間に雇期限一ヶ年以下の契約に關り起りたる

訴訟

四 左に掲けたる事項に付旅人と旅店若しくは飲食店の主人との間に又は旅人と水陸運送人との間に起りたる訴訟

(イ) 賄料又は宿料又ハ旅人の運送料又ハ之に伴ふ手荷物の運送料
(ロ) 旅店若しくは飲食店の主人又は運送人に旅人より保護の爲め預けたる手荷物金銭又は有價物

五 此他財産權上の請求に關し金額又は價額に於て二十圓を超過せざる訴訟但し其物の價格を付ては訴訟法三條乃至六條の規定を用ゆ

以上に掲けたる外左の場合に於ては財産權上の請求に關する判決に限り債權者の申立に因り假執行の宣言を爲すへし

第一 債權者が執行の前より保證を立てんと申出るとき

第二 債權者が判決の確定となる迄執行を中止せし債ひ難き損害を受くることを説明するとき

債務者の判決の確定と爲る前に判決を執行せし回復することを得ざる損害を受くべきことを説明するときは其申立に因り或は判決を假りに執行すへからざること或は債權者の假執行の申立を却下することを宣言す

第三 強制執行の停止又ハ制限

強制執行は左の書類を提出したる場合に於て或は停止し或は制限す

第一 執行すべき判決若しくは其假執行を取消す旨又は強制執行を許さずとして宣言し若しくは其停止を命じたる旨を記載したる執行力ある裁判の正本

第二 執行又は執行處分の一時の停止を命じたる旨を記載したる

裁判の正本

第三 執行を免るゝ爲め保證を立て又は供託を爲したる旨を記載したる公正の證明書

第四 執行すべき判決の後に債権者の辨濟を受け又は義務履行の猶豫を承諾したる旨を記載する證書

右第一號及び第三號の場合に於ては既に爲したる執行處分をも取消すべく第四號の場合に於ては既に爲したる執行處分を一時保持せしむべく第二號の場合に於ては其裁判を以て従前の執行行為の取消を命ぜるときに限り既に爲したる執行處分を一時保持せしむべし

第四 執行上の故障に起るべき場合

確定判決に對し原狀回復又は再審を求むる申立てあるときは、裁判所は申立に因り保證を立てしめ又は保證を立てしめずして強制執行を

一時停止すべきことを命じ又は保證を立てしめて強制執行を爲すべきことを命じ及び保證を立てしめて其爲したる強制處分を取消すべきことを得

保證を立てしめずして爲す強制執行の停止は其執行に因り償ふこと能はざる損害を生ずべきことを疏明するときに限り之を許すなり
右の裁判に口頭辯論を経ずして之を爲すことを得而して此裁判に對しては不服を申立つることを得ず

又假執行に宣言を付したる判決に對し故障を申立又は上訴を起したるときも同様前述の規則を準用す

執行文付與に對し債務者より異議を申立てるときは其執行文を付與したる裁判所書記の屬する裁判所之を裁判す

裁判長は其裁判前に假處分を爲すことを得殊に保證を立てしめ若く

は之を立てしめしめて強制執行を一時停止し又は保證を立てしめて強制執行を續行すべきことを命ずるを得

第三者が強制執行の目的物に付所有權を主張し其他目的物の讓渡若くは引渡を妨ぐる權利を主張するときは訴を以て債權者に對し其強制執行に對する異議を主張し又債務者に於て其異議を正當なりとせざるときは債務者及債權者に對して之を主張すへし右訴を債權者及び債務者に對して起すときは之を共同被告と爲す

右訴は執行裁判所の管轄に屬す然とも訴訟物が區裁判所の管轄に屬せざるときは執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所之を管轄す裁判所は其事情に従ひ保證を立てしめ又は之を立てしめしめて強制執行の停止及び既に爲したる執行處分の取消を爲す

第五 強制執行を爲すことを得る特別の場合

一 抗告を以てのみ不服を申立つることを得る裁判

二 執行命令

三 訴の提起後受訴裁判所に於て又は受命判事若くは受托判事の面前ふ於て爲したる和解

四 區裁判所に於て爲したる和解

五 公證人が其權限内に於て成規の方式に依り作りたる證書但し一定の金額の支拂又は他の代替物若くは有價證券の一定の數量の給付を以て目的とする請求に付き作りたる證書にして直ちに強制執行を受くべき旨を記載したるものに限るへし

執行命令には其命令を發したる後債權者又は債務者ふ於て承繼ある場合より執行文を付與するものなり

公證人の作りたる證書の執行力ある正本は其證書を保存する公證人

之を付與するものとす

此特別の場合に於ける執行も右述へ一所に矛盾せざる限りは通常強制執行の規定を用ゆるなり

第二節 動産差押

差押は執行力ある正本に掲けたる請求を債權者に辨濟する爲め及び強制執行の費用を償ふ爲めに必要なもの、外に及ぼすことを得ず。差押ふべき物を換價するも強制執行の費用を償ふて剩餘を得る見込なきときは強制執行を爲すことを得ず

第一 差押ふべからざる動産

左に掲ぐるものは之を差押ふることを得ず

- 一 衣服、寝具、家具、及厨具、但し此物が債務者及び其家族の爲め缺くべからざるときは限る

- 二 債務者及び其家族に必要な一ヶ月間の食料及薪炭

- 三 技術者職工勞役者及穩婆に在りては其營業上缺くべからざる物

- 四 農業者にありては其農業上缺くべからざる農具家畜肥料及び次の收穫まで農業を續行する爲め缺くべからざる農産物

- 五 文武の官吏神職僧侶公立私立の教育場教師辯護士公證人及醫師にありては其職業を執行する爲め缺くべからざる物并に身分相當の衣服

- 六 文武の官吏神職僧侶公立私立の教育場教師辯護士公證人及び醫師にありては其職務上の収入又は恩給の差押を受けざる金額（二ヶ年三百圓を超過せざる額）但し差押より次期の俸給又は恩給の支拂までの日數に應じて之を計算す

- 七 藥舖にありては調藥を爲す爲め缺くへからざる器具及藥品
 - 八 勳章及び名譽の證標
 - 九 實印其他職業に必要な印
 - 十 神體佛像其他禮拜の用よ供する物
 - 十一 系譜
 - 十二 債務者又は其家族の未だ公にせざる發明に關する物及び債務者及び其家族の未だ公にせざる著述の稿本
 - 十三 債務者及び其家族が學校に於て使用よ供する書籍
- 然れども債務者の承諾あるときは第三號乃至八號に掲げたる物を除く外之を差押ふることを得
- 差押金錢は之を債權者へ執達吏より引渡すへ其執達吏に於て金錢を取立てたるときは債務者より支拂を爲したるものと看做すなり

執達吏は既に差押を爲したる物へ付他の債權者の爲め更ふ差押の手續を爲すことを得ず差押手續は一度のものなり

然れども其債主は既に差押を爲したる執達吏より差押調書の閱覽を求めて物件は照査を爲し若し未だ差押に係らざる物あるときは之を差押へ此新なる差押調書は之を既に差押を爲したる執達吏より交付し且つ總ての差押物を競賣に付すべきことを求むへし若し又差押ふべき物あらざるときは執達吏に於ては照査調書を作り既に差押を爲したる執達吏に之を交付すへ此場合よ於ける執行に關する債權者の委任は既に差押を爲したる執達吏に法律上移轉するなり但し假差押に付ては此項の規定を用ひず

尤も右の調査手續を爲し置くときは第一の差押の取消とありたるときは更らに差押の効を生ずるなり又配當要求の効力も生ずるなり

第二 動産公賣

執達吏は差押を實施したる後債権者又は裁判所の委任を要せずして公けの競賣方法を以て其差押物を賣却するものとす
 競賣すべき物件中最高價のものあるときは執達吏は適當なる鑑定人をして其評價を爲さしむるなり

差押の日と競賣の日と之間には少くとも七日の時間を存するものなり然れども差押債権者なり又執行力ある正本を以て配當を要求する債権者なり及び債務者の競賣を更らば早く爲さんことを合意したるとき又は差押物が腐敗物にして永く貯ふるに於ては危害の生ずるときあるとか又彼の氷塊の如き時に因り速かば賣らざるべからざることあるべし是等の時は七日より短かくすることを得るなり

執達吏賣得金を領收したるときは通常債務者より支拂を爲したるも

のを見るなり

尤も執達吏が遷延して競賣を爲さざるときは差押債権者及び執行力ある正本に因り配當を要求する債権者は一定の期間内に競賣を爲すべきことを催告し其催告の効あらざるときは相當の命令あらんことを執行裁判所に申請することを得るなり

配當を求むる爲め其原因即ち貸金なれば金何圓あることを開示し且つ裁判所の所在地に居住をも事務所をも有せざるときは假住所を選定して執達吏に届け置くべし

執行力ある正本に因らざりて配當を要求する債権者あるときは債務者は執達吏に通知ありざるより三日の期限内に其債権を認諾するや否やを執達吏に申立つべし

若し債務者が認諾せざることを申立て此事を執達吏より債務者の方

第二 動産公賣

執達吏は差押を實施したる後債権者又は裁判所の委任を要せずして公けの競賣方法を以て其差押物を賣却するものとす
 競賣すべき物件中最高價のものあるときは執達吏は適當なる鑑定人をして其評價を爲さしむるなり
 差押の日と競賣の日と其間には少くとも七日の時間を存するものなり然れども差押債権者なり又執行力ある正本を以て配當を要求する債権者なり及び債務者の競賣を更らば早く爲さんことを合意したるとき又は差押物が腐敗物にして永く貯ふるに於ては危害の生ずることあるとか又彼の氷塊の如き時に因り速かば賣らざるべからざることあるべし是等の時は七日より短かくすることを得るなり
 執達吏賣得金を領收したるときは通常債務者より支拂を爲したるも

のと見るなり

尤も執達吏が遷延して競賣を爲さざるときは差押債権者及び執行力ある正本に因り配當を要求する債権者は一定の期間内に競賣を爲すべきことを催告し其催告の効あらざるときは相當の命令あらんことを執行裁判所に申請することを得るなり
 配當を求むる爲め其原因即ち貸金なれば金何圓あることを開示し且つ裁判所の所在地に居住をも事務所をも有せざるときは假住所を選定して執達吏に届け置くべし
 執行力ある正本に因らずして配當を要求する債権者あるときは債務者は執達吏に通知ありざるより三日の期限内に其債権を認諾するや否やを執達吏に申立つべし
 若し債務者が認諾せざることを申立て此事を執達吏より債務者の方